

自  
年  
月  
日  
至  
年  
月  
日

日蘭通商條約關係一件  
昭和十五年日蘭會商關係  
輿論並新聞論調

第

卷

B  
2  
0  
0  
J/12-3-8

B-0163

昭和十一年五月二十五日 編集  
この分は焼存未整理文書又  
は焼存未整理より引附いたものを再編集したものである。

S 2.2.0.0 - 20 01

B-0163

世命  
抄本  
海潮

8 2.2.0.0 - 20 02

B-0163





# 蘭印交渉基本條件 けふ四相と會談

## 小磯大將外交方針聴取

【東京五日電】外務省は、今日午後二時、小磯大將と四相と會談した。小磯大將は、蘭印交渉の基本條件として、(一)領土の保全、(二)主権の尊重、(三)貿易の自由、(四)平等の原則を主張した。小磯大將は、蘭印交渉は、日本の利益と南洋の平和を保障する上で、極めて重要な問題であると述べた。また、小磯大將は、蘭印交渉の進展を促すために、日本政府が積極的に働きかけるべきであると述べた。



小磯大將と四相と會談した。小磯大將は、蘭印交渉の基本條件として、(一)領土の保全、(二)主権の尊重、(三)貿易の自由、(四)平等の原則を主張した。

小磯大將は、蘭印交渉の基本條件として、(一)領土の保全、(二)主権の尊重、(三)貿易の自由、(四)平等の原則を主張した。小磯大將は、蘭印交渉は、日本の利益と南洋の平和を保障する上で、極めて重要な問題であると述べた。また、小磯大將は、蘭印交渉の進展を促すために、日本政府が積極的に働きかけるべきであると述べた。

東京日日新聞 昭和十五年八月五日

# 不退轉の蘭印對策 政府確立を急ぐ

## 小磯大將の進言に賛意

【東京五日電】外務省は、今日午後二時、小磯大將と四相と會談した。小磯大將は、蘭印交渉の基本條件として、(一)領土の保全、(二)主権の尊重、(三)貿易の自由、(四)平等の原則を主張した。小磯大將は、蘭印交渉は、日本の利益と南洋の平和を保障する上で、極めて重要な問題であると述べた。また、小磯大將は、蘭印交渉の進展を促すために、日本政府が積極的に働きかけるべきであると述べた。

小磯大將は、蘭印交渉の基本條件として、(一)領土の保全、(二)主権の尊重、(三)貿易の自由、(四)平等の原則を主張した。小磯大將は、蘭印交渉は、日本の利益と南洋の平和を保障する上で、極めて重要な問題であると述べた。また、小磯大將は、蘭印交渉の進展を促すために、日本政府が積極的に働きかけるべきであると述べた。

小磯大將は、蘭印交渉の基本條件として、(一)領土の保全、(二)主権の尊重、(三)貿易の自由、(四)平等の原則を主張した。小磯大將は、蘭印交渉は、日本の利益と南洋の平和を保障する上で、極めて重要な問題であると述べた。また、小磯大將は、蘭印交渉の進展を促すために、日本政府が積極的に働きかけるべきであると述べた。

東京日日新聞 昭和十五年八月六日

# 蘭印特派大使の 受諾を留保

## 小磯大將所信を披露

【東京六日電】小磯首相は今日午後四時、記者団に記者会見を開き、蘭印特派大使の受諾を留保する所信を披露された。首相は「蘭印特派大使の受諾は、我が国の利益に資するものであるが、同時に、我が国の利益を損なうおそれのある事項も含まれている」と述べ、留保の理由を述べた。

首相は「蘭印特派大使の受諾は、我が国の利益に資するものであるが、同時に、我が国の利益を損なうおそれのある事項も含まれている」と述べ、留保の理由を述べた。

首相は「蘭印特派大使の受諾は、我が国の利益に資するものであるが、同時に、我が国の利益を損なうおそれのある事項も含まれている」と述べ、留保の理由を述べた。

B-0163

通商局長

普通第五四一號

昭和十五年八月七日

在バタヴィア

總領事 齋藤

音



昭和十五年九月七日

外務大臣 松岡 洋 右 殿

米國ノ石油輸出許可制ニ關スル新聞論調報告ノ件

今次米國ノ石油輸出許可制採用ニ關シ當地漢字紙ハ右ヲ以テ米國ノ對日壓迫ノ再現トナシ双手ヲ擧ケテ歡迎シ居ルニ對シ支那系馬來字紙ハ各紙共日本カ石油獲得ニ窮シタル場合蘭印ニ對シ何等カノ~~強硬~~的態度ニ出スルニ非スヤトノ懸念ヨリ悲觀的態度ヲ示シ居レリ尙土語紙ハ何等論評ヲ加ヘ居ラス  
右ニ關スル支那系馬來字紙論調左ノ如シ

記

洪 報 (二十七日)

今次米國ノ措置ハ歐洲ニ於テハ獨伊ニ對シ亞細亞ニ於テハ日本ニ對シ強打ヲ與ヘタルモノナルカ右カ蘭印ニ與フル影響ヲ考慮セハ甚タ愉快ナラサルモノアリ即チ日本ハ支那ニ於ケル作戰ノ爲特ニ多量ノ外油ヲ必要トシ居ルニ對シ蘭印ハ米國ニ代リ得ル石油供給國ノ一ナルヲ以テナリ

商 報 (二十七日)

若シ米國カ石油輸出許可ノミニ止マリ其以上ノ「ヂエスチャー」ヲ採ラサルモノトセハ今次措置ハ極東ニ於ケル緊張緩和ノ爲ニハ殆ント役立つサルモノト云ヒ得ヘク即チ日本ハ必スヤ他ニ石油資源獲得ヲ企圖スルモノナルヲ以テナリ近ク開催セラルヘキ日蘭會商ハ兩國間ニ利益ヲ齎シ得ルモノトモ考ヘラル、力向時ニ之ニ依リ何等カ出來事ノ惹起セラルヘキ可能性モアル如ク考ヘラル

競 報 (二十七日)

今次米國ノ措置ノ結果日本ハ手持石油ヲ消費シタル以後何等ノ行

B-0163



動ヲモ採リ得サルコト、ナルカ其迄ニ東洋並ニ南洋カ多大ノ危険  
ニ晒サル、ハ云フ迄モ無シ石油ヲ全部止メラレタル日本カ沈黙シ  
居ルモノトハ考ヘラレス其ノ場合蘭印ノ石油資源カ如何ナル地位  
ヲ占ムルヤハ説明スルノ要ナカルヘシ

右御參考迄報告申進ス

本信寫送付先 在スラバヤ、メナド、メタン

B

B-0163

# 對蘭印策三三相會議

## 小磯大將とも懇談

小磯大將は、閣議後、記者の質問に答へて、蘭印問題の解決は、三三相會議の結果に依るべしと述べ、三三相會議の重要性を強調した。

三三相會議は、東洋の平和と繁栄の爲め、日本、蘭、印の三國が協力して進めなければならない。小磯大將は、この會議が成功することを強く望むと述べた。

東京日日新聞 昭和十五年八月十日

# 南方政策を遂行

## 大東亞共榮圈確立へ

大東亞共榮圈の確立は、日本と南洋の協力を基とする。南方政策の遂行は、この共榮圈の発展に不可欠である。

日本は、南洋の資源を積極的に活用し、経済的協力を進めようとする。これは、大東亞共榮圈の基礎となる。

蘭印問題は、大東亞共榮圈の発展の障害とならないよう、公正な解決を求めようとする。

小磯大將は、南方政策の遂行に決意を表明し、大東亞共榮圈の確立を目指すと述べた。

日本は、南洋の諸國と緊密な関係を築き、大東亞共榮圈の発展に貢献する。

## 蘭印問題には 駆引が必要

### 小磯大將急進論途へ

蘭印問題は、大東亞共榮圈の発展の障害とならないよう、公正な解決を求めようとする。

小磯大將は、蘭印問題の解決に急進的な態度を示し、大東亞共榮圈の発展を優先すると述べた。

日本は、蘭印問題の解決に決意を表明し、大東亞共榮圈の確立を目指すと述べた。

小磯大將は、蘭印問題の解決に急進的な態度を示し、大東亞共榮圈の発展を優先すると述べた。

東京日日新聞 昭和十五年八月十三日

B-0163

### 本橋大將持派問題 政府慎重に臨む

三相の會見取止め

本橋大將の持派問題は、政府の慎重な態度を要する。三上首相、大角副首相、大角副首相の會見は、本橋大將の持派問題について、慎重な態度を示す。本橋大將の持派問題は、政府の慎重な態度を要する。三上首相、大角副首相、大角副首相の會見は、本橋大將の持派問題について、慎重な態度を示す。

本橋大將の持派問題は、政府の慎重な態度を要する。三上首相、大角副首相、大角副首相の會見は、本橋大將の持派問題について、慎重な態度を示す。

B-0163

印  
第 七 八 七 號  
松 岡 外 務 大 臣

昭和四年 二月二十九日 略  
本 省 八月二十八日 發  
二十八日 發着

松岡外務大臣

第七八七號

富池各漢字紙ハ二十五日附紙上ニ小林特使内定ニ關スル問題ニ  
關シ一語不明ニ大要左ノ如キ短評ヲ掲ケタリ

日本カ關印特使ノ人選ニ手問取リ結局小磯ノ代リニ小林ヲ派遣ス  
ルコトトナレルハ日本ノ對關印政策ノ不安定ヲ暴露セルモノナリ  
ト皮肉リタル上右人選ニ依リ日本ノ目的カ經濟提携ニ重點ヲ置ク  
モノナルコトヲ察知シ得ヘク其ノ關印ニ對シ要求スル所ハ市場ノ  
開放ト原料(特ニ石油)ノ供給ニノルコト想後ニ難カラス云々(了)

B-0163

澤

南洋  
南洋  
南洋

三  
三  
三

電信寫

昭和16 二六四五八 本 八月二十九日 夜着

松岡外務大臣

齋藤總領事

第七九三號

往電第七八七號ニ關シ

支那系馬來字紙ノ論調左ノ通り

(一) 競報(二十八日)

向井一行ノ外ニ小林大臣其ノ他十數名ノ各省代表カ來爪スルハ  
全ク普通ノ狀態ニ非サル處商業使節ト共ニ軍ノ代表モ來爪スル  
コトトナリ居ルハ今次會商ニ於テ軍ノ「アドバイス」カ必要ト  
セラレ居ルモノナルヤ日本カ蘭印ニ利益ヲ與フルモノナラハ勿

論感謝ニ堪ヘサルカ然シ今回ノ如ク日本側ニ於テ蘭印ニ對シ斯  
ク異常ナル關心ヲ有シ居ルハ吾人ノ不安ニ堪ヘサル所ナリ

(以下二十八日附各紙短評欄)

(二) 鏡報

日本代表ノ來爪ハ日蘭國百年ノ友好關係強化ノ爲ト謂ハルルカ  
今次友好的關係ノ強化ニハ普通ノ應響ハ意味ヲ爲サシテ石油  
ノ應響カ最著ノモノナル處若シ代表ニシテ充分ニ石油ヲ獲得セ  
ハ直ニ之ニ醉ヒ總テヲ忘ルルノ舉句ハ三百年ノ友好關係モ忘ル  
スルコトトナルヘシ

(三) 洪報

現在日蘭貿易ハ片手落ナルカ若シ今次會商ニ依リ右貿易「バラ  
ン」カ改訂セラルコトナラハ勿論吾人ハ滿足ス

B-0163

電信寫

南洋  
米南心

昭和15 二六五三五 平

華曆 八月二十九日 發  
本省 三十日 後着

松岡外務大臣

海内大使

第一三八五號

二十九日「ニューヨーク、ヘラルド、トリビュン」「バタビ  
電ハ日本ハ蘭印ニ對シ日本向原油ヲ平年ノ倍約二百萬米噸ニ増加  
セシメ又日本「パラオ」間航空線ノ敷設「ニューギニア」延長許  
可方要求シ居ル處日本ノ要求ヲ容レル爲ニハ他國ヘノ輸出ヲ制限  
スルカ或ハ其ノ油源ヲ漏洩セシムル迄ニ待テセサルヘカラサルコ  
トトナルヲ以テ頗ル困惑シ居レリ蘭印ハ外敵防禦ノ諸設備ヲ急キ  
居リ必要ニ應シ油井「アルバイド」等ヲ爆破スヘク準備シ居ルモ

米カ空軍ノ補強ヲ遂行シ反民主主義勢力ノ發展防止ノ爲積極的行動  
ニ出ツルニ於テハ蘭印ノ將來ニ左程危險スル状態ナシト信シ居ル  
旨報シ居レリ  
「バタヴィア」ニ轉電セリ

B-0163

電信寫

三海  
好

沖中

杉俣部

スラバヤ

昭和15 二六五五二 略

本 スラバヤ 八月三十日後發  
省 三十日後着

情

松岡外務大臣

桑折領事

第二五二號

小林特使來陸ニ關シテハ當地各紙共簡單ニ之ヲ報道セルノミニテ  
今日迄ノ所論評ヲ加ヘタルモノナシ(了)

B-0163

澤

蘭印

米

再  
三  
の  
為  
に

電信寫

昭和15 二六六二六 平 華府 八月三十日午後 情、歐、米  
本番 三十一日前着

松岡外務大臣

堀内大使

第一三九〇號

二十八日紐育「タイムズ」「バタヴィア」通信員「ハロルドカレ  
ンダー」特電ハ日本經濟使節ノ來着及軍事使節派遣計畫ニ關スル  
報道ヲナスト共ニ蘭印側ハ談談及錫ノ供給ヲ蘭印ニ求メ居ル米ハ  
交換的ニ飛行機ヲ供給スルモノト信シ居ルモ果シテ如何ナル程度  
迄米ニ信賴シ得ヘキヤ不明ナル爲歐戰ノ結果判明スル迄差當リ日  
本ト妥協スルヨリ他ニ途ナカルヘク米ノ對日石油禁輸實施ノ結果  
迷惑ヲ蒙リツツアル蘭印トシテハ米ノ石油政策ニ依リ之以上難境

ニ臨ラサランコトヲ希望シ居ル趣ヲ報シ居レリ  
「バタヴィア」へ轉電セリ

B-0163



昭和五年 二六六一三 平 新聞 八月三十日 午後 三十一日 前 報 請、通、歐

松岡外務大臣

若杉總領事



第五六一號

米國ノ航空用「ガソリン」對日禁輸ハ蘭印ノ石油ヲ獲得セントス  
ル日本ノ壓迫ヲ強化セシメタル結果蘭印當局ハ右ニ對抗スル爲軍  
備擴充ニ狂奔中ナル旨ノ「バタヴィア」通信ハ再三當地諸新聞ニ  
掲ケラレ蘭印問題ニ對スル民衆ノ關心頗ニ高調シ居ル處二十九日  
「トリビニオン」及「タイムス」ハ夫々「バタヴィア」特電ニ依  
リ特派使節國民間通商代表ノ來訪ハ米國ノ全面的石油對日禁輸ヲ  
豫想セル日本側ノ對蘭印壓迫ヲ示スモノナリト一般ニ傳セラレ居

電信寫

三好三

米海軍

南洋

ル皆對日年々出資二百萬ト傳ヘラレ居ル日本ノ要求ハ埋藏量ニ  
限リアル蘭印ニ取リテハ頗ル無類ナル計支ナルモ米國ヨリノ援助  
ノ種度未知ナル蘭印トシテハ日本ノ要求ヲ容ルル外手段ナカルヘ  
ク又別ル事情明カナルニモ拘ラヌ米國カ對日禁輸政策ヲ採リテ蘭  
印ノ窮乏ニ陥ルルハ不可解ナリト流ラン居ル旨並ニ蘭印側ニ於テ  
ハ海軍、錫等ノ重要物資ヲ米國ニ供給シ居ル故米國ハ蘭印カ今日  
其ノ國防上最モ必要トスル航運線ヲ提供スヘシトテ米國ノ實質的  
援助ヲ望ミ居ル旨ヲ報シ居レリ前今並ニ米國ノ援助ヲ望ミ居ル旨ヲ  
報シ居ル旨ヲ報シ居レリ前今並ニ米國ノ援助ヲ望ミ居ル旨ヲ報シ居レリ  
米國ノ援助ヲ望ミ居ル旨ヲ報シ居レリ前今並ニ米國ノ援助ヲ望ミ居ル旨ヲ報シ居レリ

S 2.2.0.0 - 20

22

S 2.2.0.0 - 20

21

B-0163

秘

昭和15 二六六六八 暗 本 八月三十一日後發 三十一日夜着

松岡外務大臣 齋藤總領事

第七九六號

日南支隊

南印支隊

電信寫

貴電第三八二號ニ關シ一日南印交渉ニ關スル件ニ  
我方申入ニ對シ南側トシテ未タ正式回答ヲナシ居ラサル爲ナルニ  
依ルヤ當地新聞ハ茲ニ小林代表決定ノ同盟「ニュース」ヲ掲載セ  
ルノ外其ノ後何等論說ヲ試ミルモノ無之處一方本官カ最近數日間  
ニ接觸セル約十名ノ政府首腦モ極力本問題ニ觸ルルヲ避ケ居タル  
カ他ノ方面ヨリノ情報ニ依ルモ官邊ハ極メテ冷淡ナル態度ヲ示シ  
「居ル趣ナリ」「スラバヤ」「メダン」「メナド」ハ暗送ヒリ

S 2.2.0.0 - 20 23

秘

昭和15 二六八二六 暗 本 省 九月二日後發 二日後着 情

松岡外務大臣 桑折領事

第二五五號

往電第二五二號ニ關シ

當地實業界方面ニ於テハ所謂南進積極論者タル小磯ニ代リ小林商  
相ノ特使ニ任命セラレタルコトハ今次會商ノ性質ヲ明瞭ニセルモ  
ノトシテ歡迎ノ意ヲ表シ居ル者モアレト會商其ノモノニ對スル與  
論ハ表面極メテ冷淡ナリ又一方一般民衆間ニハ日本ノ南印侵略說  
浸潤シ今次會商ニ於テモ日本ハ何等カ政治的又ハ軍事的要求ヲ持  
出スニアラスヤト危惧スル向多キヤニ看取セラル(了)

電信寫

S 2.2.0.0 - 20 24

B-0163

電信寫

三九

昭和15 二六八三二 略 バタヴィア 九月二日 後 傳、道

本 省 二日後 着 威

松岡外務大臣

齊藤總領

第八〇〇號

往電第七八七號ニ關シ

三十日天聲日報社説大要左ノ通り御參考迄

一、殖民地政府ニ對シ堂々タル大臣ヲ特派シ而モ其ノ便節團ノ陣容ノ物々シキ點ヨリ觀テ日本カ今次會商ニ如何ニ重大ナル企圖ヲ有シ居ルヤ想像ニ難カラス今次會商ハ一九三四年ノ會商トハ性質全然同シカラス日本カ歐洲戰爭ノ機會ニ乘シ南進ヲ唱ヘ資源ノ豊富ナル蘭印ニ重大關心ヲ示シ居ル點ヨリ觀テ實際上多分ニ

政治的意義ヲ包含スルモノニシテ日蘭兩國カ互ニ會商スルト謂フヨリモ寧ロ日本カ蘭印ニ對シ絕對必要ノ要求ヲ爲スモノト謂フヲ得ヘシ

然ラハ日本ノ要求ハ何カト謂ヘハ吾人ノ推測スル所ニ依レハ(一)石油錫礦等軍需資源ノ供給(二)右軍需資源確保ノ爲ノ特殊權益又ハ直接開發權及之ニ附帶的ニ發生スル移民問題(三)日本品ニ對スル市場ノ開拓ナルヘシ

然レトモ蘭印ハ同盟國ノ一員ニシテ自己保護上ヨリスルモ自國及同盟國ノ需要ヲ犧牲ニシテ如何ナル他國ヨリノ要求ニモ應シ得サルヘク蘭印ノ輸出セント欲スルモノト日本ノ輸入セント欲スルモノトハ相一致セス又日本品ノ輸入ニ付テハ英國ノ綿布及香港

B-0163

電信寫

方面ノ雜貨カ其ノ強敵タル以上市場ノ開拓ヲ容易ナラサルヘシ  
以上ノ如キ種々ノ實際的困難ニ依リ今次會商ノ前途ニハ多クノ障  
礙アリトヘ云ヘ日本ノ緊迫セル實情ハ日本ヲ強ツテ相當強硬ナル  
態度ニ出テムムヘキ處最近傳ヘラルル英米祕密協定ノ報道ハ日本  
人ヲシテ衆シテ恐ルル所無カラシムルヲ得ンヤ云々(了)

B-0163

昭和16 二六八五四 略 バタヴィア 九月二日後發 情、通  
本 省 三日前着

松岡外務大臣

齋藤總領事

第八〇三號

客月二十九日附在「パレンバン」土語紙「ブルチャ・ストラタン」  
論調左ノ如シ

目下蘭印住民六千萬ハ日本商品ヲ必要缺クヘカラサルモノトシ居  
リ若シ日本ニシテ石ヲ考慮シ護護。珈琲・「ダマル」・「コブラ」  
其ノ他土人ノ手ニ依ル生産品ヲ購入スルコトト成ラハ土人ノ欣ビ  
之以上ノモノナシ現在日本ハ滿洲支那ニ擴大ナル市場ヲ有シ居リ  
石蘭印諸物産ノ購入カ全然不可能トハ考ヘラレス今次日蘭會商ハ

電信寫

石油問題ヲ第一トシ居ルモノノ如キモ石ハ土人ノ利益ニハ無關係  
ノモノナリ吾人ハ前日蘭會商ニ際シ一國民參議會議員カ「日本ハ  
土民ト關係ナキ砂糖ヲ買フヘキニアラス寧ロ土民ノ生産物ヲ購入  
スヘキナリ」ト述ヘ居タルヲ茲ニ想起ス（了）

B-0163

電信寫

ト土人  
日蘭  
ハタ  
ハタ

昭和15 二六九一六 略

本 省 九月三日 夜 發

停 歐 類

松岡外務大臣

齋藤總領事

第八〇四號

新聞報ニ依レハ小林代表來蘭方ニ關シ土人議員「タムリン」ハ二  
日政府ニ對シ「(一)日本代表派遣方ニ關シ事前ニ日蘭及蘭印政府間  
一話合行ハレタリヤ(二)會商ノ議題如何(三)蘭印政府ニ於テモ代表ヲ  
任命スヘキヤ(四)「インドネシヤ」人モ顧問トシテ任命セララルヘキ  
ヤ若シ其ノ任命アル時ハ單ニ官界ノ「インドネシヤ」人ニ局限セ  
ラレサルヘキヤ」トノ質問書ヲ提出日本代表到着前ニ回答ヲ得ラ  
レンコトヲ求メタリ(丁)

4.33

B-0163

秘

電信寫

昭和15 二七一一一 暗 本 省 九月四日後發 五日前着

松岡外務大臣

齋藤總領事

歐、通

第八一二號

日蘭會商ニ對スル土人有力者ノ意嚮綜合スルニ左ノ如シ

一、(1) 今次會商ハ目下市場ヲ失ヒ居ル蘭印物産カ新タニ東洋方面ニ  
 捌口ヲ附ケル一方(2) 土人ノ必要品タル日本商品ノ圓滑ナル流入  
 ヲ招來スヘク(3) 其ノ結果ハ當然日本商人ノ進出アルヘキ處右ハ  
 既往ヨリ狹嶮ナル支那商人ニ憚マサレ居ル土人ニ取リテハ寧ロ  
 幸ナリトノ理由ニテ内心頗ル之ヲ歡迎ス

ニ、會商ニ關スル希望

(1) 石油砂糖以外ノモノ特ニ護膜「コブラ」ヲ蜀黍「カボック」  
 胡椒「ダマル」珈琲其ノ他土人産物ニ付テモ商議カ進メラルル  
 ヘキコト(2) 商議ニハ民間人ヲ含ム土人代表ヲ列席セシメ發言權  
 其ノ他ニ關シテハ和蘭人代表ト全ク同様ノ權利ヲ與フルコト  
 「スラバヤ」「メダン」「メナド」ヘ暗送セリ

S 2.2.0.0 - 20

32

S 2.2.0.0 - 20

31

B-0163

秘

昭和15 二七一五五 略 スラバヤ 五月五日 前送 五日 後着

松岡外務大臣

桑折領事

第二六〇號

當地各新聞一四日及五日一ハ「日本カ佛印ニ最後通牒ヲ送付佛印之ヲ拒絶セリ」トノ西貢發「ルーター」電及上海發「ユービー」電ヲ大々的ニ掲載セル處右ニ關シ四日ノ「ハンデルス」紙ハ「本件ハ現地日本軍當局ノ獨斷的行爲トモ思考セラル併シ日本政府カ米國トノ衝突ヲ好マサルコト及米國カ日英紛争ノ傍觀スルシトノ氣配ハ日一白ト稀薄ニナリツツアルハ明カナル事實ナリ」ト論シ又同日附商報「吾人ハ日本政府ノ本行否定ニ疑ヲ懐ク日本カ領

電信寫

スラバヤ 九月五日 前送 五日 後着

日來佛印ニ實力發動ノ準備中ナルハ事實ナリ且内部ノ情勢混沌タル佛印ノ現状ヲ以テシテハ對日抵抗ハ困難ナルヘシ」ト論シ居レ

S 2.2.0.0 - 20

34

S 2.2.0.0 - 20

33

B-0163



昭和15 二七四六九 略 バタヴィア 九月七日午後 七日夜着

松岡外務大臣

第八二七號ノ一

六日夜「リットマン」情報長ハ「ラデオ」ヲ通シ日蘭會商ニ關シ  
左ノ如キ叙述ヲ行ヘリ

歐洲戰爭勃發後情勢變化ノ結果日蘭間ニ各種經濟問題ニ關シ文書  
ニ依ル意見ノ交換行ハレタルカ特ニ通商關係ハ多クノ實際的變化  
ニ伴ヒ何等カノ話合ヲ必要トスルニ至リ日本側ハ蘭印産原料ノ大  
量買取ヲ切ニ希望シ南印側ニ於テモ日本向輸出増進ニ努メタル爲  
右話合ハ順調ニ行ハレタリ

電信寫

日蘭印  
主要係ニ  
對スル南印  
對スル

近年特種物産ノ輸出ハ他ノ方面ニ向ケラレ居ルカ之等ヲモ日本ニ  
仕向ケルコトヲ得ハ蘭印ニ取リ利益ニシテ又蘭印ハ最近日本ヨリ  
工業品ノ多量輸入ヲ必要トシ居リ南蘭間貿易調整ノ必要ヨリ今回  
「バタヴィア」ニ於テ會商ヲ行フコトトナリタルカ日本政府カ特  
ニ大人物タル小林商工大臣ヲ代表ニ任命シタルハ南方諸國ニ對ス  
ル經濟關係ノ重要性ヲ考慮セル結果ニシテ蘭印ノ大イニ満足トス  
ル所ナリ大實業家トシテノ經歷ヲ有シ理論上又實際上公正妥當ナ  
ル經濟關係ノ必要ヲ了解スル小林代表ノ如キ人物トノ會議ハ蘭印  
ニ行ハルルコト疑ヒナカルヘク蘭印側モ之ニ應シ準備ヲナシ代表  
モ近ク發表セラルヘシ(續ク)

S 2.2.0.0 - 20

36

S 2.2.0.0 - 20

35

B-0163

電信寫

昭和15 二七四六五 略

本 省

九月七日發  
七日夜着

歐、通、信

松岡外務大臣

華藏總領事

第八二七號ノ二

貿易ノ増進ハ相互ノ利益ニシテ來ルヘキ會商ハ政治問題ヲ除外ス  
ヘケレハ兩國間ノ經濟關係ハ時ニ多少ノ支障ハ免レサルヘキモ益  
々發展スヘク此ノ意味ニ於テ會商ハ重大意義ヲ有スルモノナリ  
蘭印ハ之レ迄ノ危機ト現在ノ重大變局ニ瀕ニ有効適切ナル措置ヲ  
講シタル爲諸外國トノ親善的多角的關係ヲ考慮シ政治及貿易等廣  
範圍ニ亘リ満足ナル協定ノ締結ニ努ムルヲ得ルノ狀態ニ在リ此ノ  
種協定ハ蘭印自體ノ經濟強化ト諸外國トノ貿易増進ヲ其ノ基礎ト

スル蘭印繁榮政策ノ一部ヲナスモノト看做ササルヘク斯クシテ吾  
人ハ我物産ノ友好的海外市場ト我不必需品ノ輸出國ヲ發見シ得ル  
モノナリ  
船中ノ小林代表ニ電アリタシ

昭和15 二七七五三 略

本 省 九月十日 午後 通 情 黙

松岡外務大臣

第八三九號

在電第八〇四號ニ關シ

蘭印政府ハ「タムリン」ノ質問ニ對シ左ノ通り回答セル趣ナリ

ニ日本ノ商工大臣一行ノ來訪ニ關シテハ素ヨリ日蘭兩國政府間ニ外

交上ノ話合行ハレ其ノ際蘭印政府ノ意見モ徴セラレタルモノニ

シテ來ルヘキ交渉ハ日蘭印間經濟問題ニ付永ラク行ハレ來レル

外交上ノ話合ノ繼續ナリ

ニ蘭印政府ハ日本政府ト同シク一代表者ヲ任命スヘク備々ノ問題

ニ關シテハ雙方ヨリ特定ノ者ヲ指定スルコトトシ正式ニ代表部

設置ヲ行ハス

三 蘭印間ニ於ケル内部的協議ニ際シテハ「インドネシア」人ノ含

ム各方面ノ利害關係者ト接觸ヲ圖ルハキコト當然ナリ

四 約定取極ニ當リ其ノ一部又ハ全部ヲ發表スヘキカハ双方ノ利益

ヲ考慮シテ決スヘキ問題ナルモ此ノ種問題ニ付テ成ルヘク懸念

會ヲシテ知ラシムルコトハ政府ノ方針ナリ(了)

電信寫

Handwritten notes and signatures at the top of the page, including the name '松岡' (Matsugata).

通商局

普通第六三二號

昭和十五年九月十一日

在バタヴィア

總領事 齋藤

音



外務大臣 松岡 洋右 殿

日蘭印石油交渉ニ關スル蘭紙記事報告ノ件

本件ニ關シ本月四日ノ爪哇「ボウデ」紙ニ掲載セラレタル一寄稿  
文ハ經濟的ニ論シ蘭印政府側ニ於テハ我鑛物資源ノ開發カ米國或  
ハ日英ノ何レノ資本ニ依リ行ハル、ト差支ヘナキ筈ニシテ只吾人  
ハ我等ノ領土ニ於テハ主タル地位ヲ保持シ又右開發ニ當リテハ蘭  
印ノ國民力出來得ル限りノ利益ニ均霑スヘキコトヲ必要トス日本  
トシテ眞ニ蘭印石油ノ開發ニ參加セントセバ他ノ同業者同様開發  
ノ爲ノ資本ヲ提供シ且蘭印ニ精製設備ヲ設ケサルヘカラス

昭和十五年拾月九日  
別紙添附

大正  
15.10.10  
受付

在 五  
此押あり  
昭和十五年

日本ニ於テハ海外ニテ採掘セル鑛物ヲ内地ニテ精製加工セントノ  
傾向アル處右ハ蘭印人民ノ利益ニ反スルモノナレハ此ノ點ニ於テ  
何等カノ妥協ヲ要ス  
蘭印政府トシテハ蘭印ノ石油資源カ日蘭印間ノ紛争ヲ誘發スルカ  
如キコト無キ様努メサルヘカラス斯ル紛争ハ決シテ蘭印ノ利益ト  
ナルモノニ非ス  
蓋シ他國民ノ困難ヲ了解シ其ノ解決ニ協力スルハ我傳統的的政策ト  
云フヘキモノナルカ他面蘭印政府トシテハ既ニ與ヘタル「コンセ  
ツション」及約束ハ飽ク迄尊重スルヲ要ス  
然シ乍ラ吾人ハ兩者共好意ヲ以テセハ本件難問題ニ解決ヲ亂ス  
ト可能ナルヘキコトヲ信ス此ノ場合何人ニトリテモ満足ナル解  
決ニ到達スルコトハ可能ナラストスルモ平和ニ對スル危險カ除カ  
レタルヲ見テ國民ニトリテハ満足ニ値スヘク此ノ満足ハ或程度ノ  
讓歩モ兩者ニトリ或程度ノ讓歩ニ値スヘシ  
ト論シ居リ石油問題ニ關スル一般蘭人ノ意向ヲ表現シ居ルモノト

本件ノ如キ難問題  
元兩當事者間ニ  
友好の交渉ヲ  
遂行スルヲ  
望ムルヲ要ス  
然レバ兩國  
利益ノ衝突  
ヲ免ルニ  
努力スル  
所ナリ  
此ノ點  
ニ於テ  
妥協  
ヲ要ス  
ルコト  
ハ  
明カ  
ナリ

B-0163

申進ス  
思考セラル、ニ付何等御参考迄右新聞切抜 一部別添ノ通り送付

本信寫送付先 在スラバヤ、メナド、メダン

B

B-0163

algemeen argument kan op  
bepleiten en zijn rechten op de olie.

Aan de anderen kant staan de belangrijke internationale concerns, die vaststaan dat zij op rechtmatige wijze en met resultaat van kostbare, grootdeels in onderzoekingen geslaagd zijn in het verwerven van een groot aantal concessies in Nederlandsch-Indië. Dit zijn concessies naar alle waarschijnlijkheid het grootste deel van de olie-reserves hier ten lande bevatten bewijst alleen maar, dat de exploratiediensten van de betrokken maatschappijen uitzonderend voor hunne taak waren berekend. Het is op deze verkregen rechten, dat bedoelde maatschappijen zijn baseeren.

De positie der Indische regering valt wellicht het best als volgt samen te vatten:

Het belang der Indische gemeenschap is dat een zoodanige exploitatie van de olie-voorkomers in dit land plaats vindt, dat de economische voordelen daarvan voor heel de bevolking voortvloeiend zoo groot mogelijk zijn. Tegenover de onttrekking aan den bodem van minerale rijkdommen moet wil een olie-ontginning, nationaal-economisch gezien, gemotiveerd zijn, staan een inflatie van kapitaal in de nationale samenleving. Dit laatste kan op veel plaatsen plaats vinden: door een regeling van de winstverdeling, door maatregelen betreffende sociale voorzieningen, door het instellen van bijzondere heffingen, enz., enz.

Economisch gesproken kan het der Indische overheid vrij onverschillig laten, of het buitenlandse kapitaal, dat zich voor de exploitatie onzer minerale rijkdommen interesseert, van Amerikaanschen, Japanschen of Engelschen oorsprong is. Wij hebben er hier slechts belang bij, dat wij ons blijven op eigen terrein en dat onze Indische bevolking zooveel mogelijk profiteert van de exploitatie van onze olie-bronnen.

Het is een niet te ontkennen feit, dat wie zich met olie bezighoudt direct in de politieke sfeer terecht komt. Zulks is in dit deel der wereld zeker niet minder het geval dan elders.

Waar politiek in dezen tijd vooral beteekent militaire machtsvorming, daar spreekt het vanzelf, dat iedere grootmacht de neiging heeft zich voor de voorziening van grondstoffen voor de oorlogvoering noodzakelijk zooveel mogelijk onafhankelijk te maken van anderen. Voor Japan geldt dit zeker in niet geringer mate, dan voor welke andere grootmacht ter wereld. Het Japansche rijk zelf is zeer arm aan olie.

Japan, Staten en Nederlandsch-Indië.

Japan zal, wanneer het inderdaad aan de exploitatie van onze olie-voelden wil deelnemen, bereid gevonden moeten worden om, evenals andere belanghebbenden, dat degenen, die de olie-voelden beschikbaar te stellen voor de exploratie en ten

minste ook de gelden moeten vinden voor de oprichting van verwerkingsinstallaties.

Er bestaat ongetwijfeld in Japan een sterke neiging om bij mijnbouw-ontginningen binnen Japan de arbeidsinstellingen, hanteeringen der gewonnen grondstof in Japan te doen geschieden. Deze neiging is in strijd met de economische belangen van de bevolking in het land, waar deze grondstoffen worden gewonnen.

Ook op dit terrein zal gestreefd moeten worden naar een compromis.

Het streven van onze Indische regering zal er op gericht zijn om te voorkomen, dat de Indische olie-rijkdom aanleiding zou kunnen worden tot een conflict tusschen Indië en Japan. Een dergelijk conflict zou zeker niet in ons belang zijn.

Het is in volkomen overeenstemming met onze traditioneele politiek om de moeilijkheden van andere volken te begrijpen en medewerking te verlenen bij de oplossing daarvan.

Aan den anderen kant staan onze gebondenheid aan eenmaal verleende concessies en toezeggingen en onze plicht tot behartiging van de werkelijke belangen van de bevolking dezer landen.

Wij twijfelen er echter niet aan, of bij goeden wil aan alle kanten zal ook voor dit netelige probleem een oplossing gevonden worden. Zij het dan ook, dat niet iedereen volkomen voldaan zal zijn. Voldoening zal echter het deel zijn der volken die een voortdurende vrede en vrede van de wereld willen behouden.

En die voldoening is ongetwijfeld voor ieder der partijen een concessie waard.

B-0163

## Paraleum-conferentie

Een bijzondere mededeeling schrijft: Te Batavia zijn de olie-besprekingen begonnen, waaraan onder leiding van vertegenwoordigers der Indische regering wordt deelgenomen door een Japansche delegatie bestaande onder meer uit de president van de Mitsui Bussan Kaisha, een heer Mikal, vertegenwoordigers van een twaalf Japanische oliemaatschappijen en twee ambassadeurs van de Japansche regering, benevens de heeren Panthaleon van Eck, directeur van de Koninklijke, en Fred. Kay van de Standard Vacuum.

Olie-besprekingen plegen altijd geheim te worden in een wissel van geheimzinnigheid en het is dan ook geen wonder, dat er over de voorbereiding van de besprekingen, welke thans zijn aangevangen, tot nog toe heel weinig is verschenen in de binnenlandsche en buitenlandse Pers.

Dit beteekent zeker gestand, dat de belangstelling voor hetgeen er deze dagen zal worden besproken, daarmee in overeenstemming is. Vrij algemeen wordt besef, dat de resultaten van de bijeenkomsten, die in de komende dagen zullen worden gehouden, van zeer groote beteekenis zullen zijn voor de ontwikkeling der gebeurtenissen in de naaste toekomst. Men heeft in deze besprekingen o.m. voorloopsters te zien van de onderhandelingen, welke medio-September hier te lande zullen worden gevoerd met een Japansche delegatie onder leiding van minister Kobayashi. Laatst-bedeelde onderhandelingen zullen heel het terrein der economische samenwerking tusschen Nederlandsch-Indië en Japan bestrijken en vooral ook het vraagstuk van de Japansche deelname aan de exploitatie der economische hulpbronnen van Nederlandsch-Indië omvatten.

Het internationale karakter van het olie-probleem maakt het noodig, dat aan de algemeene besprekingen een conferentie van gezandten op olie-gebied voorafgaat, de gezandten die tevens belanghebbenden zijn.

Olie-vraagstukken zijn behalve geheimzinnig in den regel ook nog tamelijk gecompliceerd. Misschien is de kwestie voor Japan het eenvoudigste. Men redeneert in Tokio, dat de olie-winning in Nederlandsch-Indië zoo goed als geheel in handen is van Nederlandsche, Engelsche en Amerikaanse belangen en dat de praktijk heeft uitgewezen, dat een land als Japan zoo goed als geen kans heeft om aan de winning van deze belangrijke grondstof deel te nemen. Wie leest, wat er in de Japansche Pers over het olie-vraagstuk in het Verre Oosten wordt geschreven, wordt telkens weer getroffen door een vooruitzicht van zaken, alsof de Japansche en Amerikaanse

Terwijl dus de Nederlandsche, dat zeker geen enkel illuze koestert om een militaire grooimacht te worden, bij de olie-exploitatie op zijn territorium eigenlijk alleen maar economische belangen heeft (en die ook altijd heeft laten overwegen) komen van den anderen kant politieke belangen om den hoek kijken, welke niet te negeren zijn.

Nu wordt van Japansche zijde gaarne critiek geoeffend op het feit, dat de Indische olie-industrie min of meer gemonopoliseerd is door Nederlandsch-Engelsch-Amerikaansche belangen — Masami Shimoda deed zulks nog in de „Osaka Mainichi" en „Tokio Nichi-Nichi" van 13 Augustus j.l. — maar daarbij wordt al te vaak vergeten, dat deze positie werd opgebouwd in een tijd, toen Japan om zoo te zeggen nog niet aan de markt was. De Indische olie-industrie ontstond als zuiver Nederlandsch bedrijf. De Nederlandsche kapitaalbelangen maakten opsatte van dit bedrijf in de internationale concentraties noodzakelijk. Toen in 1906 de samenwerking tusschen de Koninklijke en de Shell van den vorm aannam, was Japan's aandeel in den Indischen invoerhandel nog slechts 1.2 procent en dat in den uitvoer 4.4 procent.

Japans ontwikkeling tot groot-macht is eigenlijk eerst krachtig ingezet tijdens den wereldoorlog van 1914 tot 1918 en het heeft vrij lang geduurd eer men zich in Japan zelf bewust is geworden van de beteekenis der olie-winning. De problemen waarvoor dit land zich in den tijd van snellen groei gesteld, zag waren zoo talrijk, dat het niet wel mogelijk bleek direct de noodige aandacht te schenken aan het vraagstuk der olie-voorziening. Toen in het begin der twintiger jaren eenige frictie ontstond rondom de Indische olie-politiek speelde Japan daarin nog nauwelijks een rol en ging de strijd voornamelijk tusschen Nederlandsch — Britsche en Amerikaanse belanghebbenden.

De vraag, waarom de Hoofden van de Bataviasche besprekingen zich gesteld zien, is, of het mogelijk moet worden geacht tegemoet te komen aan het begrijpelijk verlangen van Japan om een grooter aandeel te hebben in de exploitatie der Indische olie-rijdommen. Hiertoe zal het noodig zijn nauwgezet na te gaan, welke terreinen voor exploitatie door Japansche ondernemingen in aanmerking kunnen komen.

Japan baseert zijne rechten op deelname aan de Indische olie-industrie op de nieuwere opvattingen omtrent „de honaruum" der grootere naties en meent, dat het feit, dat Japan behoort te hooren aan Indische olie, een door-

石油に関する日蘭会商

(一九四〇年九月十日付の電報と「揚子江」の英文)

最近「ハルビン」の「石油」商の代表者、日蘭政府代表者、監督の下に、三井物産株式會社社長向井氏、日本、大石石油會社、代表者及び日本政府官吏の各社を代表する日本側代表者、  
三井物産株式會社社長「ハルト」ハルビン、フク、モリス氏及び、  
二ノノト「ハルビン」の「石油」商の代表者、  
石油會談より、常の秘密裡に行はれるモノである。従って豫て會談の準備をせしむること、何れも、今日迄内外の新聞紙に報せられていない。殆どナカク。

近々論議せらるべき事、ハルビン、決して重要なモノである。然し、それにより、會議(集)  
「近々」起るべき事、其の進展、如何に極大なる意義を有するモノである。  
一、或一般の考へられし。今、會談は九月中旬各地、林高桐、  
柴田、日本側使節團、何れも行はれ、其の文、序幕、何れも人  
は、見られし。該文は、日、蘭、印、日、経済提携の、全範圍を、其の、  
即ち、経済的資料、其の、日本、参加、何れも、其の、  
石油問題、國際性、一般の、先ん、石油業界、其の、  
全、利害關係者、其の、會議、其の、必要、  
これに。



加之、石油問題「極く秘密的」なり、及て復紙アリ、及て日本之  
 外、問題、最も単純なものである。蘭印に於て石油採掘権「殆ど」  
 全部蘭、英、米三國、業者、手中あり、而も日本、如く國の  
 要資を獲得之に加入せん機合ヲ殆ど持たず、不慮を以て日本  
 不十分なる。極く石油問題、自今新日本紙、論議ヲ講ずるハ  
 既に蘭印石油業界、於て、英米、新機が、歴史的ナリ、予て其、新  
 印に於て石油獲得、殆ど日本、新善、加入ニシテ、拒否スルハ、力シテ  
 如く表現せん、今更なる、難しカラシム。

外務省

石油、石油開発、自今、石油採掘の要味ヲ持シ、進出し、且、常ニ之ヲ強  
 固ニシ、其、根柢、を、極視スル、カ、政、治、的、國、心、の、表、現、ヲ、爲、シ、得、ル、方、面  
 ナリ、現、在、ニ、シ、テ、ト、シ、テ、オ、キ、ル。

蘭印、石油業、の、程、度、之、以、て、蘭、英、米、三、國、資本、ノ、獨、占、下、ノ、  
 事業、之、國、之、膨、張、ノ、ト、ナ、リ、非、難、不、理、在、日本、側、カ、ナ、シ、ク、シ、テ、オ、キ、ル。去、年、八、月、十、三、日、  
 大、阪、毎、日、及、東京、毎日、紙、上、ニ、於、て、下、田、清、美、氏、ノ、論、説、カ、シ、テ、オ、キ、ル。其、新  
 カ、ク、之、國、ノ、地、位、ハ、日本、ノ、階、級、ハ、未、也、市場、ノ、買、手、ト、シ、テ、カ、ク、代、表、シ、テ、オ、キ、ル。

日本、石油、業、ノ、近、況、ト、シ、テ、オ、キ、ル。蘭、印、石油、業、ノ、近、況、ト、シ、テ、オ、キ、ル。

業、ト、シ、テ、オ、キ、ル。只、和、蘭、海、軍、の、新、善、の、國、際、的、ノ、國、心、ノ、集、中、中、ニ、於、テ

外務省

諸事業の発展に必要と認めらるる。一九〇二年、エニシクルト、エニシ合同成  
立したる。日本、蘭印輸入貿易に於ける地位を僅かに一に之を以て、輸出に於て  
一に同様に之を以て。

日本、諸國と之を發展し、一九〇一年、一九一〇年、<sup>輕</sup>在學方針中、之を以て  
點上したるモノ、其他の成、人、之キ、歳、月、経過、之、後、漸、々、日本、自、ら、石、油  
獲得、之、重要、性、ヲ、認識、す、る、至、り、ノ、ヲ、以、ん、日本、其、其、急、激、な、發展、時、代、に  
於、て、直、面、す、る、物、一、概、メ、ラ、多、種、多、様、な、石、油、供給、の、問題、に、對、し、テ  
必要、と、認め、テ、直接、に、振、向、せ、る、に、因、難、シ、ク、一、九、二、〇、年、前、に、蘭、印、石、油、政  
策、に、對、し、優、待、的、の、條、約、の、結、成、を、為、す、る、に、向、て、一、九、二、〇、年、前、に、後、刻、に、擴、充、せ、る、に、

外務省

諸、條、約、の、目、的、は、蘭、英、美、日、等、の、諸、國、と、之、の、各、國、の、各、種、の、行、動、に、對、し、テ  
ハ、タ、シ、テ、今、後、之、が、加、入、者、の、面、に、對、し、テ、果、然、と、蘭、印、石、油、供給、の、開、發、に、於  
テ、大、量、の、金、前、ヲ、得、べ、し、ト、す、る、に、由、り、日本、之、の、廣、汎、な、要、求、を、應、じ、べ、し、ト、す、る、に、對、し、テ  
考、へ、る、に、得、べ、し、ト、す、る、に、對、し、テ、一、九、二、〇、年、前、に、如、何、な、に、對、し、テ、一、九、二、〇、年、前、に、對、し、テ  
之、を、自、ら、得、べ、し、ト、す、る、に、對、し、テ、一、九、二、〇、年、前、に、對、し、テ、一、九、二、〇、年、前、に、對、し、テ、一、九、二、〇、年、前、に、對、し、テ  
日本、其、の、蘭、印、石、油、業、者、に、對、し、テ、權利、の、發、展、に、對、し、テ、所、謂、の、金、存  
に、對、し、テ、廣、汎、な、新、の、中、心、的、な、上、之、基礎、を、以、て、日本、の、蘭、印、石、油、ヲ  
必要、と、す、る、事、業、に、對、し、テ、蘭、印、石、油、に、對、し、テ、其、權利、を、限、り、決、定、せ、ら、れ、し、る、論  
與、ら、ん、ト、考、へ、テ、サ、ル。

外務省

B-0163

他方、林下、西者、大方格、依り、又主トテ、自ラ、犠牲、ナル、調査ノ、結果トシテ、南  
印、ニ於テ、チ、高ク、探掘権、ノ、獲得、ノ、成功、ヲ、古来、ノ、二大、強國、ノ、存在、スル、シ、トシテ、  
探掘、ノ、法、ノ、之、ノ、鋳造、ノ、者、銀、ノ、於、ン、石、油、埋、蔵、量、ノ、多ク、大、部、カ、ヲ、包含、シ、テ、  
キ、ル、テ、チ、チ、ニ、ト、リ、同、部、活、命、社、ノ、業、務、技、術、ノ、其、業、務、力、遂、チ、上、優、秀、ナリ、ト、テ、  
ハ、ラ、シ、メ、ト、ク、認、明、セ、ン、ト、道、ヲ、ナ、リ、斯、レ、既、得、權、者、ニ、上、ニ、其、業、務、活、命、社、ノ、其、  
ノ、基、礎、ヲ、置、キ、シ、キ、ル、ノ、ゾ、フ、ン。

X X X X X X X X X X X X X

昔、南、印、社、會、ノ、私、營、團、體、ハ、尙、團、ニ、於、テ、石、油、開、採、カ、ニ、先、手、金、自、己、ヲ、  
親、ヲ、限、リ、經、済、的、利、益、ニ、依、リ、シ、カ、ル、如、キ、セ、シ、メ、ン、ト、テ、要、請、ス、ル、。若、シ、セ

外務省

石、油、探、掘、ノ、動、機、ノ、團、民、信、託、的、ナ、ク、ス、ル、ト、テ、抑、止、ス、ル、ハ、銀、物、資、産、ノ、開、採、ハ、團  
民、信、託、ノ、一、環、本、ノ、事、入、ト、テ、開、採、ノ、直、面、ス、ル、。此、ノ、事、ハ、或、リ、利、益、配、割、限  
リ、依、リ、或、リ、社、會、的、施、政、ノ、同、等、ノ、方、策、ニ、依、リ、或、リ、特、殊、的、課、税、ノ、改、定、ノ、  
依、リ、并、種、々、ナ、ク、考、ヘ、依、リ、死、シ、得、ル、。  
南、印、ノ、銀、物、資、産、係、數、ノ、同、時、ヲ、查、ス、ル、カ、キ、資、本、カ、キ、系、ス、ル、ト、同、系、ス、ル、ト、  
將、又、英、系、ス、ル、ト、リ、經、済、的、ニ、南、印、政、府、ヲ、テ、一、方、換、無、効、力、ス、ル、シ、テ、得、ル、ハ、ナ、  
レ、且、若、ク、政、府、ノ、自、國、ノ、銀、金、ノ、留、リ、其、カ、南、印、ノ、國、民、ノ、其、カ、油、田、ノ、開、採、カ、  
者、事、ハ、ル、カ、利、益、ヲ、受、ル、ト、テ、キ、ル、ト、テ、吾、々、ハ、強、ク、シ、テ、無、関、心、ナ、ラ、ズ、ン、。  
此、ノ、石、油、ノ、開、採、ニ、對、シ、政、治、的、方、向、ニ、直、接、現、ハ、シ、テ、事、ハ、ル、ト、テ、其、カ、推、進、シ、得、ル、

外務省

事である。斯うして、南印は其の昔より他地方より同様である。  
政治の現代は、然るに、軍備の拡大を要求する以上、各列強は軍備を  
一増進の計を執り、他國の依る所を必要とする傾向にある。自明の  
理である。二、事の余日本に付て、世界は然るに、他國の如何に強國に付たるを得んや、  
あるに、從來に於て言え得んや。日本帝國は、自國の終る石楠、産出の全して、  
三、軍需物資の供給、然るに、他國は南印の二四方、商賣、依る所である。  
日本が若し、南印の南印、南印の南印、南印の南印、他國は南印の南印、  
四、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
五、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
六、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
七、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
八、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
九、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
十、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、

外務省

言つては、日本は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
二、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
三、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
四、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
五、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
六、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
七、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
八、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
九、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、  
十、南印は、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、南印の南印、

外務省

政界ト完全ニ一致スルニシテ

也。他方、林ヲ一度世へ送り、コニセウシト結束に對する西郷純のアリ、

又富國の民、眞實ノ利益ヲ擁護スルハ正義私カナルコト也。

也。而、兩者並存、好意ニ依リ、之ノ困難ナ問題ニ對シテ解決の道ヲ示スルヲ

アタリテ、付テ吾人ノ疑ヲ去ラシム。其レハ誰モカ完全ニ満足シテイトシラ

エトテ、ナイカ。然レ、下ノ満足ハ平和ニ對スル危險ノ除カシムトテ見ル

國民ノ憂々トシテ、前途ニ對シテ

而シテ、満足ハ勿論、言フ迄ニテ、各者並存、對スル讓歩ニ値スル。

外務省

機密

通大機密第七七五號

昭和十五年九月十日

外務省通商局長

燃料局長官 殿

「ロイヤル・ダッチ」及「コロニヤル」代表  
ノ「バタビヤ」出張ニ關スル件

最近「ロ」及「コ」社代表「バタビヤ」へ出張シ向井會長等ノ活  
動ヲ監視シ居ル旨ノ報道アルニ願ミ其實情查報方在「バタビヤ」  
齋藤總領事ニ訓令アリタル處今般同總領事ヨリ左記ノ通兩社代表  
本月一日着「バ」セル旨電報有之ニ付此段不取致御參考迄申進ス

記

「ロ」社側代表

外務省

(日本標準規格B5)

*J. C. van Puthalo van  
Fair Banker from Baron Vary Eok*

「ロ」社重役ニシテAPCノ常務取締役BPM監査役ヲ兼ヌ  
「コ」社側代表

Fred Kay  
Standard Vacuum of New York

重役

H. L. Schultz

右社ノ香港支配人

外務省

(日本標準規格B5)

B-0163

電信寫

ス  
岸  
中  
海  
洋

昭和15 二七九二五

ス  
バ  
ヤ  
九  
月  
十  
二  
日  
前  
發  
通  
信  
省  
十二日發着

松岡外務大臣

葉折領事

第二七一號

十一月ノ「インディセクワント」ハ今次日印會商ニ關シ船說  
ヲ揭ケ先ヅ歐陸現下ノ經濟的相互依存關係ヲ詳述シタル後蘭印ノ  
自任貿易政策ヲ自給自足シ「蘭印ノ門戸ハ蘭印トノ取引ヲ欲スル  
國テノ國ニ開放セラレ居レリ然レトモ此ノ門戸開放政策ノ利益ニ  
與ラントスルモノハ總テ蘭印ノ設定スル物價的取治的要求ヲ承認  
之ヲ完全ニ實行スルコトヲ要ス此レハ又今次會商ノ核心ニシテ此  
ノ點カ慎重ニ考慮セラルル時始メテ會商ハ成功スヘシト論シタ  
リ由ニ右ハ會商ニ關スル當地方最初ノ取調論調ナリ(了)

S 2.2.0.0 -20

41

B-0163

電信寫

再  
三  
好

日蘭會商  
ト蘭  
九  
三

昭和15 二七九五三 略

メダン 九月十二日 後發  
本省 十二日夜着

情、歐

松岡外務大臣

原田領事

第九一號

今度ノ日蘭會商ノ重點ハ日本ノ蘭印石油資源開發ニ參加シタイト  
 言フ點タカ蘭印ノ石油「コンセツション」ニ付テハ既得權者（英  
 米）側トノ間ニ複雑ナ關係モアルカラ如何ナル區域ヲ與ヘルカ先  
 ツ研究シナケレハナラナイコトト日本ノ手ニ依ル開發カ國民經濟  
 ニ及ホス影響ヲ考慮シナケレハナラナイ日本カ本當ニ遺リタイト  
 思ヘハ他ノ國同様ニ相當巨額ノ資本ヲ入レル決心カ無ケレハナラ  
 ナイ日本ハ國外テ開發事業ヲスル場合原料ヲ選ンテ本國テ精製シ  
 タカル癖カアル夫レテハ民衆經濟ニハ何ノ潤ヒモナイ蘭印トシテ  
 ハ石油問題テ日本ト摩擦ヲ起シタクナイノタカラ第三國ノ關係ト  
 國民ノ利益保護ノ二方面ニ付テハ先ツ妥協點ヲ見出ス必要カアル  
 ノタカ此ノ問題ハ相當困難カ豫想セラルル云々（十一日「デリコ  
 ウラント」）（了）

B-0163



電信寫

三丹  
好  
存  
分

昭和15 二八〇二八

略  
本  
一  
省

九月十三日  
十三日後

松岡外務大臣

小林全權

會商第七號

十二日ノ簡紙夕刊ハ何レモ本使到着ニ關スル記事ノ爲ニ殆ト一頁  
ヲ埋メ盡シ出迎狀況ヲ詳述スルト共ニ本使發表ノ「コンミニケ」  
全圖譯文ヲ載セ且到着時ノ寫眞多數ヲ掲ケタルカ尙「ジャバポ」  
デーハ之ニ簡單ナル歡迎ノ辭ヲ添ヘ「來ルヘキ話合ニ於テハ兩國  
共ニ相手方ノ利害及必要ヲ充分ニ認識シ兩國双方ノ繁榮ニ資スル  
カ如キ通商協定ニ到達シ數百年來ノ友好關係カ更ニ緊密ノ度ヲ加  
ヘンコトヲ希望ス」ト述ヘタリ(了)

B-0163

特扱

昭和15 二八〇五三 略

パタゴニア 本省

九月十三日後發 十三日夜符

情、歐通

松岡外務大臣

小林代表

會商第八號

當地各漢字紙ハ夫々十二日本使上陸ノ狀況ヲ寫眞ヲ攝ケテ詳細報  
道シタル上大要左ノ如キ社説ヲ掲ケタルカ從來支那紙(支那系馬  
來語紙ヲ含ム)カ我方關係行爲ニ記者及寫眞班ヲ派遺シタル事ハ  
極メテ稀有ノ事ニ屬ス

天聲日報

和蘭側ハ勿論小林特使モ今次會商ハ經濟的範圍ヲ出テザル旨聲明  
セルカ現在復雜ナル國際情勢下ニ於テハ經濟ト政治トハ不可分ノ

電信寫

外務省

S 2.2.0.0 - 20

45

特扱

關係ニアリ況ヤ日本カ南進ヲ囑ヘ東亞共榮圈ノ實現ヲ圖リ居ルニ  
於テオヤ

此ノ間一般ニ樂觀論ヲ爲スモノ多ク處右ハ日本ノ提出スル要求如  
何ニ依ルモノナリ

日本ハ蘭印ノ富源ニ過大ノ評價ヲ爲シ居ル模様ナルカ日本カ蘭印  
ニ於テ其ノ開發慾ヲ満足セシメント欲スルナラハ恐ラクハ失望ス  
ヘシ云々

新報

小林特使今次來訪ノ目的ハ一面ニシテ盡セハ日本品市場ノ擴充ト  
軍需資源特ニ石油ノ獲得ニアリ然レトモ和蘭ハ今ヤ英國ト共ニ狂  
暴ナル侵略者ニ抵抗シツツアル次第ニテ自己防衛上ヨリスルモ充

電信寫

外務省

S 2.2.0.0 - 20

46

特扱

電信寫

分ナル認識アルヘク必スヤ盛々ニ日本ノ要求ニ應シ日本ノ支那ニ  
 對スル侵略ノ力盡ラ増加セシムルカ如キコトナカルヘシ  
 日本ハ過去三年間ノ對支侵略ニ依リ窮乏ノ極ニ達シ居レハ當然  
 印ノ物資ヲ多額ニ輸入スル力ナカルヘク一殺ニハ樂観論ヲ爲スモ  
 ノ多キモ吾人ハ今次會商成功ノ希望ハ極メテ渺タルモノト観測ス  
 云々

(了)

外務省

B-0163

電信寫

三好  
ト  
存  
三

昭和16 二八〇四三 略

スラバヤ 九月十三日 夜着

松岡外務大臣

葉折領事

第二七三號

往電第二七一號ニ關シ

「十二月ノ「ハンデルス」論調

今次會商ニハ、幾多ノ難問題アルヘキモ、日蘭兩國ノ經濟的現狀、  
小林代表ノ實業家出身ノ政治家ナルコト及會商ニ關シ東京ニ於  
テ充分準備的詰合済ミ居ル事實等ヨリ吾人ハ會商ノ結果ヲ樂觀  
スルモノナリ

三土・支那紙ハ小林代表一行ノ來陸ノ「ニュース」ハ大々的ニ掲  
載セルモノ今日迄ノ處論評ヲ加ヘタルモノナリ

イ

イ  
イ

S 2.2.0.0 - 20

48

B-0163

ふりり  
なな  
きき

昭和15 二八二七四 略 バタヴィア 九月十六日後發 情 略  
本 省 十六日後着 通 略

松岡外務大臣  
小林代表

會商第一三號ノ一

當地各土語紙ハ十二日十三日夫々本使上陸ノ狀況ヲ寫眞ヲ掲テ  
詳細報道シタル上大要左ノ如キ社説ヲ掲ケ居タリ尙地方土語紙ハ  
「シバタフナン」ヲ除ク、支那系馬來字紙（競報ヲ除ク）ハ未  
タニ論評ヲ加ヘ居ラス

「チャヤティムル」（十三日附）

今次會商ノ結果カ大臣ノ希望ノ如ク同シ神ノ子ナル兩國民ニ對シ  
多大ノ利益ヲ齎サンコトヲ希望シテ熄マス日本國民及日本帝國ハ

電信寫

既ニ極東ノ「チャンピオン」トシテ嚴然トス吾人ハ大臣カ極東ニ  
平和竝ニ繁榮ノ時代ヲ招來セシムヘク努力シ以テ西歐諸國ニ對シ  
共存共榮ノ範ヲ示サレンコトヲ祈ル  
「ブマンドンガン」（十二日附）

蘭御代表中ニ土人ノ加ヘラレサリシハ遺憾ニ堪ヘス政府ハ和蘭ト  
「インドネシア」カ兩地域ノ利益ノ爲一致協力シ居ル姿ヲ示スヘ  
キ絶好ノ「チャンス」ヲ忌避シタリ現下事態ハ土人ト歐洲ノ差別  
カ廢止セラルヘキ秋ナリ現在和蘭王國ノ最モ重要ナル部分カ蘭印  
ナルヲ慮ンハ日本使節トノ會談ニ土人ノ參加アルハ當然ノ理ナリ  
（續ク）

8 2.2.0.0 - 20

50

8 2.2.0.0 - 20

49

B-0163

電信寫

昭和15 二八二六八 略 バタヴィア 九月十六日發 鎮 歐 港  
本 省 十六日發

松岡外務大臣 小林代表

會商第一三號ノ二

「シバタフナン」(十三日附)

日本側カ充實セル「スタツフ」ヲ送リタルハ今次會商カ單ニ日印  
間ノモノニアラスシテ其ノ他諸外國ニモ關係スヘキ頗ル重大ナルモ  
ノナルヲ示唆ス今回ハ最近ニ於ケル日印關係ノ重大ナル變化ト  
歐洲ノ戰火カ東洋ニ及ホセル影響ヨリシテ過去二回ノ會商トハ全然  
性質ヲ異ニス吾人ハ兩國代表カ會商ヲ成功ニ導クヘク其ノ最善ヲ  
サレンコトヲ希望ス

「クバングラン」(十三日附)

諸外國カ斯ル會商ヲ注視シ居ル際日印關係ニ是カ行ハルルコトト  
ナレルハ兩國關係カ他國ニ比シ良好ナルヲ意味ス吾人ハ本會商カ  
兩國ノ利益ノ爲相互満足ノ範圍内ニ於テ解決セラレンコトヲ希  
ス最近兩國間ニ介在セル何等カノ障ハ今次會商ヲ以テ立派ニ打  
サレタリ(了)

B-0163

秘

昭和15 二八四九九 暗 スラバヤ 九月十八日 夜發 迎 歐

本省

十八日 夜着

桑折領事

*[Handwritten signature]*

松岡外務大臣

第二八〇號

内報ニ依レハ當地中華商會會長 オウチヨウリユウ ハ取込當地政府

ニ到シ今次日開會商ニ關シ對日強硬態度堅持方ヲ要望スル旨ノ建

白書ヲ送付セル趣ナリ

漢字紙ノ會商記事取扱 邦人接觸ノ華僑ノ口吻等ヨリスルモ一

般華僑カ今次會商ノ成果ニ多大ノ關心ヲ持セ居ルコト明カナルカ

同時ニ重慶政府側カ日本ノ關印物資確保ニ關聯シ富領政府ニ何等

之カ妨害ノ手ヲ打ツヘキコトモ想像ニ難カラサル所ニシテ前線事

實モ右工作ノ一ノ現レトモ看做シ得ヘシ

電信寫

*[Handwritten notes]*

*[Handwritten notes]*

S 2.2.0.0 - 20

53

電信寫

*[Handwritten notes]*

*[Handwritten notes]*

*[Handwritten notes]*

前報 二八七五五

スラバヤ

九月二十日 夜發

松岡外務大臣

桑折領事

第二八三號

カバヤ

*[Handwritten signature]*

十八日ノ大公報報ハ「日本特使館員」ヨリ「一ヨリ」ニシテ

「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ

「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ

「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ

「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ「一ヨリ」ニシテ

S 2.2.0.0 - 20

54

B-0163

秘

電信寫

再  
好  
重要  
スラ  
ヤ

昭和16 二八七五三

本 管 九月二十日後 観

松岡外務大臣

第二八四號

藤折領事

M.P.

情報ニ依レハ最近當地國民黨支部ハ重慶政府ヨリ日蘭交渉終  
妨クル爲主トシテ電領生レハ準備ヲ常備反日暴動ヲ起スヘシト  
指令ヲ入手セル趣ナリ(了)

S 2.2.0.0 - 20

55

B-0163





電信寫

三好

杉本

三島同業  
ト南紙

ハヤシ

昭和五 二九七一六 略

本 省 九月二十八日午後 三十八日夜 差

松岡外務大臣

森田總領事

第八九三號

本二十八日新聞紙朝刊ハ「日獨伊同盟」或ハ「真確ト日本トノ富強  
協定」等ノ見出ノ下ニ二十七日倫敦發「ロイヤル」電トシテ三朝  
協定ノ内容ヲ大々的ニ報スルト共ニ「差當リ英蘭ハ本協定ニ賛ル  
商議ノ協感ヲ感シ居ラサル」旨ノ二十八日倫敦「ユイビー」電ヲ  
掲載セルカ未タ論説ヲ掲ケ居ルモノ無シ（了）

B-0163

電信寫

おれら

三三三

三三三

昭和五 二九八〇〇 略

スラバキ 九月二十九日 前發

本 省 二十九日夜着

松岡外務大臣

桑折領事

第二九六號

二十八日ノ各報字紙ハ今次日獨伊條約締結ヲ大々的ニ報道セル處  
各報論調概皆左ノ通り

「ハンデルス」紙朝刊（「ハ」、「イ」兩紙共同紙）

今次條約ノ締結ハ久シキ以前ヨリ豫期セラレ居タルモノナリ右  
ハ米露牽制ヲ目標トスルモノナルコトハ明カニシテ米露現存ノ  
兵力ヨリ本條約ハ兩國ノ英國ノ爲ノ慘戦ノ可能性ヲ漸次消滅セ  
シメタルモノノ如シ

三「ハンデルス」紙

本條約締結ハ歐洲ノ現狀ニ對スル影響レル點ニ對シ日本ノ對歐  
的過失ト見做ササルヲ得ス資源不足ニ爲ム三國ノ經濟的相互援  
助ハ實際上不可能ナルヘシ本條約ノ締結ニ對シ重大ナル危險ヲ  
意味スルモノナルコトハ露國又之ヲ熟知シ居ルヘク又米ハ其ノ  
英國接近ノ歩ヲ速ムヘシ吾人ハ本條約ノ成立ニ對カス露印ニ關  
スル限リ吾人ハ露印領土及權益ニ對スル第三國ノ特權權ヲ認メ  
ス  
三「インディセクワラント」  
吾人ハ本條約締結ノ結果ニ何等影響ヲ感ニス日本ハ之ニ依リ軍  
事、政治、經濟的援助ヲ期待シ居ル體裁ナラズ獨、伊ノ現狀ヲ

B-0163

電信寫

リ石盤助ノ俱與ハ不可能ナルヘク船馬ノ傳信ハ益々ニヨリテ  
ノ利便價値ヲ興フルモノナルヘシ(了)

S 2.2.0.0 - 20

61

B-0163

電信寫

2月12日  
2月11日  
2月10日

昭和五 二九八七〇 略

ネラハヤ 九月三十日午後 三時

松岡外務大臣

第二九七號

往電第二九六號ニ關シ

土浦字紙(二十八月)論點左ノ通り

一、國報

本條約ハ日本ヨリモ獨逸ニ利用價值多シ支那要緊ニ對スル影響  
モ獨逸ノ現情ヨリ見テ左シタルコトナシ唯若シ獨逸ニ依ル日本ノ  
經濟政策進行ハ不可避ノ事實トナリタリ吾人ハ日本ノ領土目  
ルル國ニ對シ妥協及加派ノ無價値ナルコトヲ聲明ス

一、ハワルタル

本條約ハ久シキ以前ヨリ豫期セラレタルコトナリ吾人ハ三國條約  
相互援助ノ可能ヲ察ス

一、新日報

本條約ハ三國ノ支那專權ニ於ケル日本優越ニ對シテ  
英散ヲ認メテ三國スル國民ノ不調ヲ解消セシメシカ  
ル事ニシテ吾人ハ本條約ノ價值ヲ認メス

B-0163

昭和16 二九八七五 略 メダン 九月三十日 午後 三時 夜着 情、歐、米

松岡外務大臣

原田領事

第九二號

日獨伊三國條約ニ對シ當地圖紙ハ論評ヲ見合ハセテ居タカ二十八日ノ「デリクランシー」ハ左ノ通り各地通信ヲ大キク取扱テ居ル倫敦U・Pハ獨伊ハ對英行動ヲ一層強力ニ續ケルコトヲ(脱)近ク西班牙ヲ加入シ(脱)ツマリ「ヒントラー」ノ電撃作戰ノ失敗ヲ物語ルモノタ此ノ條約ノ實際効果ハ樞軸強化ノ宣傳ニ終ルノミテ何等恐ルルニ足ラス日本ハ之ニ依リ得ル所ナク却テ又セ一重荷カ懸ツタ譯タ

電信寫

手紙 P  
220  
メダン

華盛頓「ロイター」、「ハル」長官ノ談ニ依レハ此ノ提携ハ數年來ノモノテ其レカ明ルミニ出サレタ迄ノコトヲ常ニ注意シ歐策ニハ既ニ織込済タカラ米國ノ政策ニハ變リナイ戰爭介入ハ避クルトシテモ對英援助ハ繼續スルタラウ極東政策ハ一九三七年三國結合ノ時既ニ明カニサレタ通りタ  
重慶「ルーター」、日本カ獨逸ニ加擔シ戰爭ニ介入スレハ英國ハ對支援助カ却テ樂ニナル緬甸「ルート」モ之ヲ再開出來ル譯タ  
上海U・P、日本テハ獨ヲ仲ニ立テテ獨蘇條約ノ如キ日蘇條約ヲ結ヘト云フモノモアルカ之ハ懸テ蘇ノ態度如何ニ在ルコトテ東京テハ未タ意見カ定ラナイ模様タ(了)

S 2.2.0.0 - 20

65

S 2.2.0.0 - 20

64

B-0163

昭和15 二一九八九九 略 バタヴィア 九月三十日午後 電  
本 省 十月 一日前著 殿

松岡外務大臣

第九〇一號

日獨伊協定ニ關スル論評左ノ通り

「ジャバボデー」

今次ノ三國同盟ハ獨カ英攻遂ニ失敗シ日本カ支那專權ニ失敗シタル爲各其ノ國民ノ意氣ヲ鼓舞セントシ又米國ヲ威嚇シテ其ノ參戰ヲ阻止セントスルモ何等痛痒ヲ感セス益々英獨ヲ援助スルコトトナルヘシ日本ハ東洋ノ總キニ對シ指導的地位ヲ認メシメントスルモノナレトモ獨印政府及總ユル住民モ領土及權益ニ對スル如

電信寫

抄抄

2350

1134

何ナル國ノ指導權モ之ヲ容認シ難シ獨印政府ハ現狀維持ニ忠實ニシテ日本政府ノ最近ノ獨印現狀維持ノ聲明ヲ想起スル時友誼的ニ且相互尊重ヲ念トシ獨印トノ經濟會議ヲ開始セル國カ右トハ反對ノ意義ヲ有ツ同盟ヲ他國ト締結シタルハ了解ニ當シム所ナリ獨印ハ善隣平等主義ニ基キ公正ナル經濟關係ノ増進ヲ希望スルモノニシテ我權利ノ侵害ニ對シテハ斷乎之ヲ排絶スルモノナリ日獨友好關係ニ鑑ミ日本側カ今次同盟カ獨印ノ現狀ニ何等變更ヲ及スモノニ非サルコトヲ聲明スルコト重要ニシテ若シ日本側ノ態度カ不明瞭ナルニ於テハ今次會議ノ進行ハ著シク阻害セララルヘシ  
「ニュース、ブラット」  
三國同盟ハ防共協定カ反蘇同盟タリシト同様反米同盟タルハ明瞭

S 2.2.0.0 - 20

67

S 2.2.0.0 - 20

66

B-0163

電信寫

3

ナルカ其ノ内容カ實際ニ發表セラレタルカ如キモノトセハ日本ニ  
 取リテハ不利益コソアレ利益トハナラサルヘン日本ハ國權ニ照リ  
 盟邦ヲ求ムルニ及々タル獨ノ軍備ヲ廻スル勢ヲ取ルモノニシテ  
 蘇不可侵條約ニ依ル獨ノ裁切ヲ最早忘レタルカ日本ハ同盟ノ價値  
 ハ獨伊ラシテ日本ノ東亞ニ於ケル指導權ヲ認メタルモノトスルモ  
 ノノ如キモ蘭印ニ及ホス影響ハ日本ノ所謂大東亞經濟力如何ナ  
 ル範圍ノモノタルカニ懸ルヘシ併シ吾人ノ豫メ聲明シ置カントス  
 ル所ハ蘭印ハ蘭國ノ屬印ニシテ他國ノ共榮國ニ屬スルモノニ非ス  
 領土的ニ經濟的ニ和蘭及「インド、ネシア」ノ共同指導國ニ屬ス  
 ルモノニシテ他ノ如何ナル指導權モ之ヲ認容シ得サルコトナリ

「ヘッド、ニュース」

強ハ英米ノ歐洲ニ於ケル勢力ヲ牽制スル爲日本ニ東亞ノ指導權ヲ  
 認メ日米戰爭ヲ惹起セシメテ本ノ英國援助ヲ弱ムルハ同時ニ經濟  
 ノ關心ヲ東洋ニ向ケント欲スルモノナルカ日本ハ獨伊ヨリハ經濟  
 的ニモ軍事的ニモ實際ハ何等援助ヲ期待シ得サレハ本協定ハ日本  
 ニ取リテハ利益ヨリハ寧ろ不利益トナル可能性アリ(了)



秘

電信寫

お礼  
三島重一  
南人  
三島重一

昭和15 二九九九一

暗

スラバヤ 本 省

十月一日 後夜 一日夜着

厭

松岡外務大臣

榮折領事

第三〇〇號

今次三國條約成立ニ關シ當方面輿論ハ表面寧ロ無關心ノ體ヲ發ヒ  
居ルモ本件カ各方面ニ深刻ナル印象ヲ與フルト共ニ日本ノ南洋印  
略ニ對シ國人一般ノ憂慮ヲ深カラシメタルコト想像ニ難カラス特  
ニ實業界方面ニ其ノ感深ク彼等カ本件ニ關スル感想ヲ求メラルル  
モ堅キ沈黙ヲ守リ居ルコトハ其ノ國民性ヨリ彼等カ專断ヲ想像以  
上ニ「シリヤス」ニ考ヘ居ル證據トモ言ヒ得ヘシ

（電價課註 本電組方ニ手達アリ解讀遲延セリ）

S 2.2.0.0 - 20

70

B-0163

電信寫

おねえ

三島

八

昭和16 三〇一三五

本 省 十月二日 二日夜

松岡外務大臣

第九〇五號

往電第九〇四號ニ關シ

三十日當地各漢字紙社説大要左ノ如シ

一 本協定ハ米ノ参戦ヲ阻止セントスルモノナルカ米ノ参戦ヲ見サ  
ル限リ歐洲ノ現状ニモ亦東京ノ現状ニモ左シタル改修ヲ求スモ  
ノニアラス

二 然レトモ本協定ノ成立ニ依リ英米ノ合作ハ益々緊密トナリ歐ノ  
對支援助ヲ促進スルコト必定ナルカ他國米ノ對日参戦ハ自然日

本ノ南進ノ脅威ヲ増大スヘク日本ヲ圍ツテ南進ノ資源獲得ニ  
意セシムヘキ可然性アリ各國ハ各々歐ノ立場ヲ堅持シ日本ニ各  
國保護ノ機會ヲ與ヘサル機務ムハキナリ  
三 日本ノ所謂北守南進政策ヲ侵害スルモノハ中國ノ抗戰ト密接ノ  
關係ナルカ最近週ノ終盤ニ依リ日蘇接近疑義ニ極ヘラルル虞  
聯カ今更ニ日蘇協ヲ為スモノトハ到底考ヘラレス云々(了)

三島

B-0163

八二四P

三毛田  
ト尚就

おろろ

電信寫

附右紙 三〇一三一 略 バタヴィヤ 十月二日付

松岡外務大臣

新聞紙録

第九〇四號

往電第九〇一號ニ續

三十日ノ電紙、朝夕刊共三條原案、諸事ハ諸島近海に對シ、海軍其ノ他各埠ノ電報ヲ「ハットニエニス」及「ジヤイボ」等一ハ使節在、如キ論議ヲ爲ケタルカ本一日本ノ朝刊本協定ニ關シ「ニエニス」ヲ大体的ニ理解セ、特ニ三十日東京報ノ外務省新聞記者會議ニ於ケル「スポークスマン」ノ説明中斷即トノ交渉ニ關スル部分ハ一被ニ注目ヲ惹キタリ

「シヤイボ」等

文化ニ反シ自由ヲ樂見スル御伊ノ新讀報秩序ハ中世紀ノ暗黒時代ニ比スルモノニシテ又英伊一國ノ新秩序ヲ示セタル日本ニ對シ世界各埠カ諸島心ヲ極シハ極シテ然レモ「シヤイボ」等本ハ一六東亞ノ秩序一ナル言ハシ意味ニ付明瞭ナル說明ヲ世界ニ與シテ變アリ諸島ノ新讀報秩序ノ新定平和ノ見復レ一日モ半カラシムトテ「シヤイボ」等ノ立派ナル命令ニハ吾人モ以テ少シモ日本カ英伊兩國ト諸島ト同シタルモトハ東亞諸島ノ平和的解決ニ阻害スルモノニ非ス

「ハットニエニス」

萬万變遷ハ日本多年來ノ敗東ニシテ支那ニ於ケルニ比シテ如何

三毛田

電信寫

拘ラス海南島新南島等ト塔々南方へ進出シニシテ年々日本  
 一目的ハ支那ノ征服ニアリ之カ爲ニハ軍需資材ヲ必ズトシテ  
 求メ得サル物ハ南方諸國ニ仰カントスルハ必定ニシテ此ノ場  
 合南方諸國カ日本ノ希望ニ應ジ讓歩ヲ爲サントスル時カ  
 日本ノ侵略主義ノ援助ナリトシテ妨害スルノ可能ナリ且  
 應ニ介在スル蘇聯亦日本ノ強大化ヲ防止スル爲支那ヲ助ケテ  
 日本ヲ疲弊セシメントスヘク日本ハ三國協定ニ依リ一層ノ妨害  
 ヲ受クルコトトナルヘキモノニシテ之ニ應ジ日本ハ如何ナル  
 度ニ出ヅルカ注目ニ値ス(了)

S 2.2.0.0 - 20 75

秘

電信寫

閣下 三〇三六三 略 メダン 十月四日 東京  
 松岡外務大臣  
 第九〇七號  
 「パンカランプランダン」BPM 副支那人ハ一本邦人ニ對シテ  
 宣戦ニ關スル(一)日本資本ノ参加(二)「タンク」新設(三)日本兵ノ駐  
 等ノ説アル處(四)ハ巴ムヲ得ストスルモ(五)及(六)ハ同意シテ  
 タルニナリ  
 コバタヴィアーへ轉電セリ

S 2.2.0.0 - 20 76

B-0163

電信寫

昭和十一年十一月十七日

ハタヴィア

十月十七日

後發

松岡外務大臣

第九五四號

往電第九四四號ニ關シ

其ノ後「ボイデ」ハ十四日夕刊ニ於テ「三國同盟カ爾餘ノ諸國ヲ

各自ノ勢力範圍ニ分割スルト共ニ種占領國ノ復活ヲ因對ナラシム

ルニ於テハ自由ヲ維持或ハ回復セントスル諸國ハ須ク英米ト共ニ

一致團結スヘク然ラハ我方ノ勝利疑ナシ」ナル趣旨ヲ論シタル後

十五日夕刊ニ於テ「三國同盟條約中日本ノ所謂大東亞共榮圈ハ如

何ナル地域ヲ包含スルモナリヤ和蘭政府ハ既ニ所懸ノ「スナツ

プ」ヲ執リタルコトト專考スルモ此ノ問題ハ日蘭交渉ニモ影響ヲ

及ボスヘキモノニシテ此ノ點ニ於テ明確ヲ缺ク場合ハ寧ロ會商ハ

取止メトスヘキナリ」トノ批說ヲ揚ゲタリ

他方「ヘントニ」トス一十五日夕刊ハ「米國ノ新國バ米國ノ對日

經濟壓迫ニ拘ラス蘭印カ日本トノ經濟交渉ニ應シ居ルヲ非難スル

モ吾人トシテハ蘭印カ對日交渉ヲ打切ル場合其ノ結果ニ對シ米國

モ共ニ責任ヲ執ルノ用意アリヤヲ知リタキモノナリ

吾人ハ英米ト握手スルノ用意アルモ彼等カ手ヲ差伸フハ迄待テサ

ルヘカナス乍併太平洋ニ事アル場合吾人カ中立政策ヲ執ルハ自殺

ニモ等シキ業ニシテ民主主義國家タル吾人ノ方向ハ自ラ定マリ居

ル處寧ろ未タ其途ニ至リ居ラサル今日サナキダニ三國同盟ニ依リ

危クナレル日蘭關係ヲ遠シテ一層尖鋭化セシムルコトハ何人ニ對

シテ利益ヲ齎ラス所以ニ非スト論シタリ」了

B-0163

電信寫

再  
好

南洋  
の  
新聞

小林代  
筆

昭和15 三一六二六 略  
本 省  
十月十八日 夜着  
通 電

松岡外務大臣  
會商第八一號  
任電第七二號ニ關シ  
小林代筆

共同「コムニク」ハ本十七日ノ雜誌朝刊ニ重疊「ニュース」トシテ一齊ニ報道セラレタル處右ニ關聯シ「ジャバポード」ハ「日本ト我等」ナル社説ヲ揭ク「共同「コムニク」中ノ日本代表部ノ聲明ハ日本政府ノ諒解ノモノト見做サレタルモノナルヘキカ右カ論印ニ關スル限り日本カ三國同盟ヲ離レタルコトヲ意味ス日本トノ眞ノ友好關係ハ日本カ吾人ノ敵國ト有スル密接ナル關係ヲ放棄シタル後ニアラサレハ回復シ得サルモノナル事日本ノ印トノ友好關係竝ニ共同ノ利益ヲ增進スルヲ欲シ印ニ謝スル指導權又ハ新秩序ノ對心ヲ懷カサル限り南滿洲ノ經濟關係ノ緊密化ヲ妨ケル能ハレナシ日本人間ニハ三國同盟カ百害アツテ一利ナキコトヲ認識スル者漸ク増加ソツアルモノノ如キ處日本カ之ニ依リ吾人ニ與ノル衝擊ヲ減シ得ルカ否カハ日印會商ニ於ケル日本側今後ノ出方ニ依ルヘキカ日本カ反「ヒットラー」一強線ニ參加スルニ至ル迄ハ相續臣民ハ日本國及其ノ國民ニ對シ事務的ナル關係正シキ態度以上ノモノヲ取ルヲ得ス祭日ニハ日章旗ニ伴ヒ獨逸國旗ノ懸ヘル日本ヘノ觀光旅行ノ如キハ愛國心ニ富ム和善人ノ到底露シ得ザル所ナルヘシト論シ居レリ(了)

ス日本トノ眞ノ友好關係ハ日本カ吾人ノ敵國ト有スル密接ナル關係ヲ放棄シタル後ニアラサレハ回復シ得サルモノナル事日本ノ印トノ友好關係竝ニ共同ノ利益ヲ增進スルヲ欲シ印ニ謝スル指導權又ハ新秩序ノ對心ヲ懷カサル限り南滿洲ノ經濟關係ノ緊密化ヲ妨ケル能ハレナシ日本人間ニハ三國同盟カ百害アツテ一利ナキコトヲ認識スル者漸ク増加ソツアルモノノ如キ處日本カ之ニ依リ吾人ニ與ノル衝擊ヲ減シ得ルカ否カハ日印會商ニ於ケル日本側今後ノ出方ニ依ルヘキカ日本カ反「ヒットラー」一強線ニ參加スルニ至ル迄ハ相續臣民ハ日本國及其ノ國民ニ對シ事務的ナル關係正シキ態度以上ノモノヲ取ルヲ得ス祭日ニハ日章旗ニ伴ヒ獨逸國旗ノ懸ヘル日本ヘノ觀光旅行ノ如キハ愛國心ニ富ム和善人ノ到底露シ得ザル所ナルヘシト論シ居レリ(了)

B-0163

電信寫

昭和16 三一六九三 略 バタウィア 十月十九日後發  
省 十九日夜着 傳  
松岡外務大臣  
第九六五號  
齋藤總領事

十七日附「ブマタダンガン」紙ハ獨伊ハ日本ノ所謂東亞共榮圈ノ指導權ヲ認メタルカ爾印カ右共榮圈内ニ屬スルヤ又爾印ハ他ノ指導者ヲ持ツヘキヤノ問題ハ吾人ノ關心ヲ拂フ所ナリ右同盟カ日爾友好關係延テハ日爾會商ニ惡影響ヲ與ヘサルヤヲ慎レタルモ日本ニ於テ本同盟カ兩國間關係ニ何等影響ヲ及ボササル旨ヲ聲明セルハ吾人ノ不安ヲ除去スルト共ニ會商カ兩國ノ利益ノ爲行スヘキ明瞭ニセルモノニシテ吾人ノ欣ニ堪エスト論シ居レリ(了)

米

南印石油

電信寫

昭和16 三一七四二 本 紐育 十月十九日後發  
本省 二十日前着 南 通 歐  
松岡外務大臣  
第九六五號  
井口總領事代理  
十八日「ニューズ」ク「タイムズ」ハ我方ノ南印石油交渉ニ關シ  
記事(詳細當地新聞照電參照)ヲ掲ケタルカ十九日倫敦發U、P  
ハ爾印ニ於ケル航空用「ガソリン」全産額ハ英政府ノ買上ケル所  
トナリ居ルニ付日本ノ購入スル餘地ナカルヘントノ同地官邊消息  
ヲ報シ居レリ  
米へ郵送セリ

スミシレ

スミシレ

スミシレ

スミシレ

電信寫

昭和15 三月二十二日 略 スラバヤ 十月二十一日 本 省 二十二日 附 録

松岡外務大臣

カニニ子

第三二四號

在スラバヤ

松折 謹啓

三月二十二日

小林大臣歸國發表ニ關シ本二十一日ノ「ハンデルス」紙ハ「小林大臣出發ス」ノ題下ニ大要左ノ通り載セリ

石油ニ關スル會談終リニ近付キ又一般通商關係問題ニ關シテモ既ニ論議セラレタル模様ナレハ大臣ノ歸國モ可能トナルモノノ如ク此ノ觀察ニシテ誤リナクハ會商ノ最終的結果ニ付テモ察測シ得ル次第ナリ大臣ハ其ノ滞在中心ニ朝印住民カ獨逸ノ敗北、本國ノ再生ヲ信シ將來ヘノ營ヲ續ケ居ルコト朝印カ平和的友好關係ト共ニ

活潑ナル通商關係ノ維持ニ眞劍努力シ居ルコトヲ感得セラレタルコトト思考ス同時ニ吾人ハ大臣カ日獨關係ノ密接化ト共ニ日獨友好關係ノ維持カ困難化スヘキコト及「敵トノ妥協」ナル語ハ吾人ノ辭彙ニ存在セサルノ事實ヲ認識セラレタランコトヲ希望ス

B-0163



電信寫

Handwritten notes at the top of page 82, including "日商" and "電報".

昭和16 三二〇一〇 略 バタヴィア 十月二十三日 本 二十三日夜 附外務大臣 第九七四號

二十一日「バタヴィア、ニュース」朝刊ハ昨日倫敦BBCカ日... 夕刊ハBBCヲ攻撃シ「戦争」ニュースニ... 新聞連局カ意向ニ關シ無視且人心ニ不安ヲ醸ス...

ルヘシ和蘭政府ニ於テモ右放送ニ對シテハ何等カ通電ノ措置ヲ... スヘキモノト思考セラルト述ヘタリ(了)

B-0163

極秘

電信寫

昭和15 三二〇三一

本

本

十月二十三日發  
二十三日發

松岡外務大臣

第九七五號 (極秘)

最近接者カ「ラトランギ」(十三年往信德魯第一九二號参照)位  
ニ「マラミス」ト會見セルカ其際土人側ノ表明セル意見左ノ通り  
(外務部報)

吾人ハ「民族ヲシテ各其ノ所ヲ群シムル」ナル日本外交ノ根本方  
針ニ蓋ヲ掛ケ日本カ夷印度ヲ共榮國ノ副ナリトスルモ其ノ以テ  
進スルモノナリトセハ今次會談カ固ナル獨守上ノ必要トシテ經濟  
問題ノ商議ニ終ルトスルモ日本ヲ備シテ其ニル利益ヲ得ルケルモ

ノナルモノ一方東印度人ハ初め經濟的ニ日本ニ依リタリニモ其  
自無キヲ以テ日本カ初め政府トノ交渉ニ依リ資源ヲ獲得シ得レハ  
可ナリトノ言ヨリ六千歳ノ長ヲ為ルルニアラスヤ其カ東印度  
ノ資源ハ總テ和蘭ノ利益ニ使セラレテ人ハ經濟的ニ無力ナルノミ  
ナラス政治的ニモ力無ク使ヒントスルモ其在ノ機轉ニテハ不可能  
ナリ結局現存ノ政體スルノ外無キモ彼等スルノ實力ヲ缺ク有様  
ニシテ結局ハ東印度ハ外國ノ介入ニ依リテノミ獨立シ得ヘク吾人  
ハ日本ノ力ヲ信スルコトニ依リ獨立ノ可能性ヲ氣遣サントシ居レ  
三國同盟ニ關シテハ吾人ハ民主主義乃至全體主義ノ點レニ拘泥  
スルモノニアラス一筋ニ念願スル所ハ獨立ニ在リ右側圖ハ日本ノ

B-0163

極秘

電信寫

太平洋ニ於ケル重大決意ヲ物語リ而モ東印度ニ有テ是中ニ今マレ  
吾人ヲ驚ミツケ來レル白人ニ對抗スル手段ナリトシテ露降ノ前途  
ヲ論スルモノナリ

東印度ヲ離リ日米間ノ獨立ハ激化スヘク之ガ爲ニ中東間ニ干戈ヲ  
交フヘシトハ考ヘラレサルモ萬一日本ガ東印度ヨリ英米ノ露降ノ  
露ヤラルトハ土人ハ泣聲入スヘキモ假リニ日本軍方露降ノ露降  
印度ノ中心ニ立現ハルルトスレハ恐ラク土人ノ一兵卒一平民一婦  
モ日本ニ向ヒテ銃口ヲ向クル者ハ無カルヘク吾人ハ以テ本邦乃至  
エツコロノ「ナチ」カ獨逸ニ與ヘタルカ如キ力ヲ有セサルモ精神  
的ニハヨリ一元的ニ日本ヲ支持スヘク之ヲ望ムルニ吾人ハ日本ノ  
力カ如何ニ東印度ニ働キ掛クルカノ點ニ於テ三國同盟ニ關心ヲ有

スルモノナリ(丁)

B-0163

秘

昭和15 三二二二二 (暗)

華府 十月二十三日午後  
本省 二十四日午後

森島代理大使

第一六七四號

往電第一六七三號「バシリ」ノ本官ニ對スル應酬振ニテモ察知セ  
ラルル通り米側ハ日本ノ南方ニ對スル出方ニ對シ異常ナル關心ヲ  
抱キ居リ新聞方面其ノ他ヨリモ種々問合セ來リ居ルニ付テハ小林  
使節ト關印側トノ交渉經過大要當方應酬上ノ含ミ迄ニ電報相煩度  
シ尙對佛印關係及對蘇交涉關係ニ付テモ隨時交渉經過電報相煩成  
様願度シ(了)

電信寫

米

日蘭印

再

電信寫

昭和15 三二一〇〇 平

華府 十月二十三日午後  
本省 二十四日午後

森島代理大使

第一六七七號

其ノ後當方面各紙ハ日蘭交渉進捗振小林商相ノ歸國英國ノ飛行機  
用「ガソリン」買占說等ヲ報シタルカ二十三日「ボルチモア」  
ン」ハ第一面「トップ」ニ「日本ハ關印ニ強力使用ヲ仄カス」ト  
ノ大見出ノ下ニ朝日ノ論說ヲ傳ヘタル二十三日東京發AP電ヲ編  
ケ注意ヲ惹キ居レル處右AP電ハ他ノ諸新聞ニモ掲載セラレタリ

(了)

秘

米

南洋  
英米

再  
三

電信寫

昭和五 三二一四六 贈 華府 十月二十三日發 情 米 歐

本省 二十五日發

松岡外務大臣

第一六七五號

森島代理大使

三ノ

往電第一六七二號及往電第一六七三號ニ關シ

本件會談後「バトリ」次官補ニ對シ最近ノ新聞ニ日本側ノ簡印石

油買付ヲ防止スル爲英力采ニ接近シ居レリトカ英米間ニ話合進歩

中ナリトカノ記事アル處右ノ素ヨリ事實ニ非ス。思考スル方如何

「實シタルニ「バトリ」何等右ノ如キ話ヲ承知シ居ラスト答ヘタリ

了

S 2.2.0.0 - 20

85

B-0163



電信寫

再  
好



厚  
書

昭和十三年二月二十五日  
本  
二十六年

松岡外務大臣

第九八三號

閣印政府情報部長「リットマン」ハ二十三日自東京ニテ  
領左ノ通り「ラデオ」放送ヲ爲セリ

(一) 閣下ハ日露會商ハ純然タル経済的性質ヲ有スヘキモノニシテ政  
治問題ハ交渉ノ野際タルヲ信ス所ハ閣下ノ均等論ノ一節ニ  
シテ吾人ハ和議ノ再興以外ノ目的ヲハ夢狀ト爲サル所ニシテ  
議スルヲ欲セス且和議ハ何處ヨリノ合意ニモ見込セントスルモ  
ノニアラス

(二) 閣印ニ取リテハ隣國ト良好ナル經濟關係ヲ有スルコト必要ニシ  
テ閣印カ從來ノ市場ヲ失ヒタル今日露逸トノ戰爭用ニ原料ヲ取  
引ニ供給スルカ爲ニモ將又閣印經濟強化ノ爲ニモ殘餘ノ原料品  
ヲ他ニ販賣スルコト必要ニシテ此ノ意味ニ於テ日本トノ經濟交  
渉ハ吾人ニ取リ歡迎スヘカリシモノナリ而シテ此ノ場合兩國ノ  
關心方向一物産ニ同一程度ニ集中スヘントハ豫期セラレサレ  
キ此ノ點ニ付テハ交渉ノ餘地アルヘシ  
乍併願印トシテハ我輸出カ直ニ間接ニ露國ニ赴クコトハ絶對ニ  
防止セサルヘカラス

(三) 會商カ未ダ初期ノ段階ヲ出サル頃三國同盟締結セラレ和議及露  
印ニ失望ヲ與ヘ且對日疑惑ヲ生センタルカ之ニ對シ日本代

B-0163

電信寫

部ハ同盟カ兩國間友好關係ノ維持促進ノ目的ニハ何等ノ障礙ナ  
クシテ日本ハ蘭印ヲ共榮國ト看做ス且蘭印ノ打撃者振ラサルコ  
トヲ聲明シタリ之ニ依リ空氣ハ滿メラレタル次第ナルカ一節ニ  
ハ三國同盟ノアル今日日本トノ間ニ正常ナル通商關係ヲ不可能  
視スルモノアルモ石ハ幼稚ナ者ニシテ英米共ニ日本ニ物資ノ供  
給ヲ維持ケ居リ海峽殖民地ヨリハ多量ノ錫及錳礦カ米國ヨリハ飛  
行機用「ガソリン」以外ノ石油カ從來通り日本ニ輸出セラレ居  
ルノ事實ニ注意セラレタシ

日本ノ石油ニ對スル關心カ他ノ物資ニ比シ大ナルコトハ事實ナ  
ル應營國ノ石油會社ト日本間ノ交渉カ行ハルルコトニ對シ蘭印  
トシテ弊弊ノアル筈ナク之カ爲ニ米國ノ飛行機用「ガソリン」

イ察驗カ其ノ効果ヲ減殺セラルルト考フルハ愚カナリ蘭印トシ  
テハ「オクタン」含有量高キ「ガソリン」ノ原料ノ生産少ナ  
キノミナラス之カ製造能力ヲ限ラレ居リ而モ吾人ノ製造スル飛  
行機用「ガソリン」ハ主トシテ自己ノ消費ニ供スルモノニシテ  
吾人ハ賣ラントスルモ賣リ得サル状態ニアリ

(五)尙蘭印政府ハ主權ノ侵犯ヲ許サヌ又一國ニ優先的地位ヲ與ヘ得  
ス且自國民ノ利益カ外國人ニ先ニスヘントノ方針ヲ持スルモノ  
ニシテ國際情勢ノ變化竝ニ其ノ蘭印ノ安全及國防ニ及ホシ影響  
ニ付テハ常時注意ヲ拂ヒ居レリ(了)

B-0163



電信寫

23

昭和15 三二二二五

略 バタヴィヤ 十月二十五日 午後發  
本 省 二十五日夜着 歐

松岡外務大臣

齋藤總領事

第九八四號

今般當地新聞カ蘭印政府情報部發表( )ンテ報スル所ニ依テハ總

濟省工務局長 P.H.W. Sitsen 陸軍航空隊附技師 H.C. Treuburg 及爲替

管理局長出課長 H.H. Senoek ヲ三名ハ本二十五日飛行機ニテ印度

「デリー」ニ赴キ同地 Eastern Group Conference ニ「オランダ」

「トロンテ」出席スルコト成レル應右ハ蘭印カ「オブザイバ」

参加方招請ヲ受ケタル爲ナル趣ナリ

申谷陀へ轉電アリタシ

B-0163

三三三十七 略 本 省 十月二十六日 夜着 信 歌

松岡外務大臣 齋藤總領事

第九八八號

本二十六日、葡紙朝刊、二十五日東京發同盟電トシテ同日「アレン  
スコニアアレンス」ニ於テ情報部長カ日葡會商ニ關シ「小林使節ノ  
斷朝ハ會商ヲ左シテ遲延セシムル所以ニ非ス會商地ヲ東京ニ移サザ  
ル理由ハ特ニ議題中ニ經濟問題モアルニ鑑ミ日葡兩當局トモ現地交  
渉ヲ最良ト認ムルカ故ナリ云々」ト答ヘタル旨ヲ報道スルト共ニ「右  
ニ關シ「アネタ」カ南知スル所ニ依レハ小林使節ノ出發ハ當領ニ於  
テハ會商ヲ遲延スヘキ理由ト解セス日本代表部亦斯ク考ヘ居レル處

電信寫

議題中ニハ經濟問題以外ハ從テ「經濟問題モアル云々」ノ語ハ  
誤解ニ基クモノナルヘキ趣ナリ」ト報シ居レリ（丁）

B-0163

特扱

厚お 改三

電信寫

昭和13 三二四二四 略 本 省 十月二十八日夜發 歐通

松岡外務大臣

齋藤代表

會開第一〇七號

二十六日ノ「メタヴィア、ニュース」ハ小林使節ノ歸朝ニ關聯シ「會商勞頓ヨリ日本側ハ要約交渉ヲ第一ノ議題トシ石油會社ト交渉ノ要求書ノ半分ニ減テ數量ニ調整セル處日本側トシテハ前印自身ノ需要其ノ他ノ關係上右數量カ前印トシテ供給シ得ル最大限ナルコトヲ認識シタルモノナルヘタ茲ニ石油交渉一嚴密ヲ見ルト共ニ經濟交渉ニハ先ツ數字其ノ他ノ準備ニ時日ヲ要スヘキニ付該會及紀元二千六百年祝賀ノ關係上小林大臣ハ一時歸朝セラレタル

外務省

S 2.2.0.0 - 20

93

特扱

電信寫

モノニシテ其ノ歸朝ヲ不可解ナリトシ或ハ氣ニ病ムノ要ナシ」ナル趣旨ノ社説ヲ掲ケタリ(了)

外務省

S 2.2.0.0 - 20

94

B-0163

政三

特扱

昭和16 三二五一三 略 パタウィア 十月二十九日午後 通

本 省 二十九日夜着 通

松岡外務大臣

齋藤代表

第一一二號

一九四一年度前印中央政府關係豫算ニ關スル參議會分科會ノ報告ニ依レハ日前會商ニ關シ委員側ヨリ政府ニ對シ(一)剩下ノ戰爭狀態及太平洋形勢ノ緊張ニ鑑ミ且又會商力場ニ進行中ナル關係上會商ニ關スル情報發表ノ少キハ當然ナルヘキモ出來得レハ會商迄ノ歷史其ノ目的基準今日迄ノ経緯及兩國間ノ貿易關係ニ付承知致度シ(二)今次會商ニ關スル本國政府ノ権限カ從前ト異ル所ナク且和蘭及同盟國ノ敵ヲシテ會商ニ依リ直接間接ニ利スルコトヲ得シメサル

電信寫

外務省

S 2.2.0.0 - 20 95

特扱

ノ方針ヲ執ルコトノ確證ヲ得タク(四)日獨伊三國同盟ハ日本ノ東亞ニ於ケル指導權ヲ認メ得ルカ如キ處右ハ會商ノ趣旨ニ反セサルカ其ノ會商ニ對スル影響並ニ和蘭及前印政府ノ同盟ニ對スル見解ヲ承知致度シ等ノ質問ヲ發シ答レリ(了)

電信寫

外務省

S 2.2.0.0 - 20 96

B-0163

00.36

小林  
公使

**日蘭の利害一致 握手して運命**  
東京の小林使節談

日蘭の利害一致、握手して運命を共にする。東京の小林使節談。日蘭の利害一致、握手して運命を共にする。東京の小林使節談。日蘭の利害一致、握手して運命を共にする。東京の小林使節談。

日蘭の利害一致、握手して運命を共にする。東京の小林使節談。日蘭の利害一致、握手して運命を共にする。東京の小林使節談。日蘭の利害一致、握手して運命を共にする。東京の小林使節談。

新聞 昭和十五年一月三日

2.2.0.0 - 20 98

00735

小林  
公使  
持  
え

新聞 昭和十五年一月三日

2.2.0.0 - 20

3 November

號八十九千三万二第



東京の小林使節談

**石油問題歩寄り 妥結に望み**  
小林使節談

石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。

石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。

石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。

石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。

石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。

石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。石油問題の歩寄りが望まれる。小林使節談。

97

B-0163

0080

# 對日石油問題

英外務次官の聲明 英、米、蘭印で協議

東朝 8 NOV 1940

【ロンドン八日電】英外務次官ハドラーは今日、記者に對して、英、米、蘭印で對日石油問題の協議が行はれてゐるとの聲明をした。

東京朝日新聞 昭和十五年十一月八日 附夕刊

S 2.2.0.0-20

99

B-0163

電信寫

小林大臣  
神谷大臣  
対記者談

三三〇三七

本 省

十一月四日

夜

電報代表

三三〇三七

三三〇三七

三日當地新聞刊ハ一階印ト日本一ナル見出ノ下ニ二日海戸發向  
要旨一シテ小林大臣カ新聞記者ニ對シテ石油其ノ他ノ通商問題ニ關  
スル日露對交渉カ良好ナル妥結ヲ見ルヘキコトニ付信報ノ途ヲ選  
斷シテ吾人ニ下リ報モ重要ナル石油問題ノ交渉ハ日本側ノ承諾ニ  
得ヘキ條案ニ對ラス且下續行中ナルカ石油問題カ具體化セハ能ハ  
關聯ニ關スル交渉開始セラルル等ニシテ歐州ノ形勢ヲ失ヒタル歐  
印一シテハ日本ニ對シテ貿易ヲ便利トシ日本亦露印ノ必需品ヲ供給

ン得ル款態ニ鑑ミ技術的ノ諸問題ハアルモ會商カ順調ニ進捗スヘ  
キヲ信スト語リ更ニ石油問題ニ付日本ハ心算ノ要ヲシト述ヘテレ  
タル旨ヲ報シタリ(了)

S 2.2.0.0 - 20

101

S 2.2.0.0 - 20

100

B-0163

會商

電信寫

昭和十三年十一月五日發  
本 省 六日前發

松岡外務大臣

會商第一三三號ノ一

往電第一一二號ニ關シ

政府ノ回答要領左ノ通り

一九三七年ノ石澤「ハルト」協定ハ成立當時ノ關係ヲ「コンソリ  
デイト」スルト共ニ兩國ハ相互貿易關係ノ良好ナル發展ヲ許リ殊  
ニ日本側ハ關印ノ所謂賦性物産ノ買付増進ニ努ムヘキコトヲ約セ  
ルカ右協定ノ履行ハ日支紛争勃發ノ關係モアリ不満足ナル狀態ヲ  
迎リ前記賦性物産ノ輸出ハ却テ硬化セリ

而シテ兩國通商關係ニ關シ不満足ヲ抱ケルハ單ニ關印ノミナラス日  
本側ニ於テモ一定ノ變更ヲ希望シ特ニ關印ノ或種物産買付ニ多大  
ノ關心ヲ有シ且又兩國代表ノ經濟交渉ニ於テ諸種ノ問題ヲ議セシ  
トノ希望ヲ表明シタルニ對シ和蘭及關印側ニハ左シタル異議ハ無  
ク九月十二日日本代表部ノ到着ト共ニ今次會商ハ開始セラレタル  
モノナルカ右ハ兩當事者ノ明確ナル意思表示ニ依リ經濟問題ニ限  
ラレ政治關係ニハ觸レザルモノナリ  
種々ノ情勢ノ結果トシテ會商第一期ハ未タ具體的の結果ヲ齎スニ至  
ラス從テ現在發表シ得ルモノ少キモ特定ノ問題ニ付最終的段階ニ  
至ラハ改メテ發表スヘシ(續ク)

B-0163



電信寫

昭和15 三三一四六 略 バタヴィア 十一月五日發 通、歐  
本 省 六日前着  
松岡外務大臣  
會商 第一三一號ノ二  
齋藤代表

蘭側ハ代表首席カ國王ニ依リ任命セラレタルノ事實ニ依ルモ今次  
會商カ平常通り本國政府ノ指揮下ニアルコト明カニシテ尙日本ト  
ノ通商關係ヨリ尙關係ニ礙カ利益ヲ受ケルカ如キコト無キ様不斷  
ノ注意ヲ拂ヒ居ルハ勿論ナリ  
三國同盟ニ關シテハ政府ハ新聞「ニュース」ニ依リテ知ル所ナル  
カ之ニ對シ充分ノ注意ヲ拂ヒタルハ勿論ニシテ和蘭代表部ハ尙ニ  
日本ノ大東亞指導權カ蘭印ニ及フモノト解スルヤ否ヤヲ確メタル

應日本側ハ右條約カ日蘭印關係ニ何等ノ變更ヲ及ホスモノニ非ス  
ト聲明シ又口頭ニテ蘭印ニ於テ指導權ヲ企圖シ居ラサル旨ヲ述ヘ  
タリ  
從テ此ノ意味ニ於テ會商ハ同盟條約ノ影響ヲ蒙ルノ必要ナシト  
雖右條約ノ結果タル日獨關係ハ特ニ獨逸ニ對スル尙關係利益ノ防  
止ノ意味ニ於テ政府ノ常ニ注意スル所ナルカ今日迄ノ應日本側ニ  
於テハ獨逸ニ對スル利益ヲ企圖シ居ルノ模樣ナク從テ政府ハ情勢  
今後ノ進展ヲ注視スル一方純經濟交渉ヲ續行シ得ヘシトノ意見ナ  
リ  
尙政府トシテ蘭印ニ於ケル特定國ノ發言權ヲ意味スル秩序及蘭  
印ヲ亞細亞「プロック」内ニ封鎖スルカ如キ世界經濟ヲ破壞スルハ

B-0163

言ヲ俟タス。蘭印ニトリテハ内部的ニ完全ナル主權ヲ維持スルト共ニ戰爭ニ依リ交通斷絶セサル世界各部トノ良好ナル經濟關係ヲナルヘク廣ク且無差別ニ維持スルコト絶對必要ニシテ亞細亞隣國トノ交通關係ノ發展ハ蘭印經濟政策上ノ一重要目的ニハアルモ政府トシテハ他國トノ協力上相手國ニ對シ特惠的地位ヲ認ムルカ如キ場力ハ之ヲ排斥ス(了)

B-0163



不發表

特情 倫敦第 139 號

外信不發表(同盟特情)

英下院石油討論

ロンドン六日發同盟

英國下院六日午後の外交討論に於てバトラー外務次官とノール

ベイカー及びヒンソン下院議員との間に英米蘭各政府當局の對日石油

賣却に關する協議に就き大要左の如き討論が行はれた、

ベイカー議員

外務次官は現在英蘭米三國會社に依つて進められてゐる政府所有石油の對日賣却交渉の進捗状態を説明することか出来るか

バトラー外務次官

外務省に入手せる情報に依れば交渉は進捗してゐるか、現在では之れ以上説明し得る状態に立至つてゐない

ベイカー議員

現在の所日本は米國石油會社から自由に原油を購入しまた精製油

00740

6 2.2.0.0 - 20

108

の一部をも買付けることか出来るものと諒解してよいか

バトラー次官

その通りである、米國の石油禁輸はオクタン價の高い石油にのみ限られてゐる

ベイカー議員

政府は少くとも英國石油會社が英國自體及び侵略行動に對抗しつつある國の必要に對してのみ石油を賣却することを保證するやう努力されてゐるか

バトラー次官

勿論英國の必要を満すのを第一としてゐる

ベイカー議員

メキシコ政府の對日石油利權廢棄と石油、水銀其他軍需物資の對日輸出禁止措置に就き在メキシコ英國大使から何等か報告かあつたか

00741

6 2.2.0.0 - 20

109

バトラー次官

在メキシコ英國總領事から外務省に達した報告に依れば、メキシコ政府は特定物資の對日輸出禁止を考慮してゐない、また外務省に於てメキシコ政府の對日石油利權廢棄に關する新聞報道に就いても、何等確實な報告は來てゐない

ソーン議員

貴官は政府が數ヶ月前にメキシコ政府と交渉を行はなかつたことを失敗と認められないか

バトラー次官

失敗とは認めない、この點に關する政府の措置は極めて賢明であつた

00740

6 2.2.0.0 - 20

110

不發表

特情 紐育第 15 號

外信内報 (同盟特情)

昭和五年十二月八日 前

日本軍撤退理由 - 米紙憶測

ニユーヨーク六日河上同盟特派員發

南支に於ける日本軍の撤兵に關し六日のワシントン・ポスト紙は左の如き論評を掲げてゐる

日本軍の南支に於ける突然の撤退の理由は明らかでないかこれに對しては二様の觀測を下すことが出来る、即ち表面的にはこの突角地帯を占領してゐる危険性を悟つたと推察されることと、他方日本が或る他の方面に於て新軍事行動を起さんとして居りこのため兵力轉用の可能性である、これは現に日本軍が海南島に重裝備を有する十五萬の軍隊を集結して居り更にこれを續々増強中との噂と關聯して考へられる、而してこの兵力が蘭印侵略に使用する目的で集結されてゐるか否かについては何等の回答か與へられてゐないか若しかかる侵略戦争が行はれるとすれば必然的な結果として支那に於ける日本軍の現在の戦線は縮少されねばならぬ譯である。

00740

6 2.2.0.0 - 20

111

電信寫

Handwritten telegrams in vertical columns, including a large signature and the number '17'.

B-0163

電信寫

Handwritten text in the right-hand box, mostly illegible due to fading and bleed-through.

電信寫

昭和15 三三七二二 略  
 バタヴィア 十一月十二日 後發 情、歐  
 本 省 十二日 夜着 通

松岡外務大臣  
 會商第一四六號

日日新聞ノ一刷印ヨ日本ニ對シ傲慢ナル態度ヲ取ルナカレナル  
 趣旨ノ社説ハ九日當地蘭紙朝刊ニ東京發同盟電トシテ掲載セラレ  
 タルカ「ヘットニュース」「バタヴィアニュース」及「バンドン」  
 ノ「ブレアングルボーデ」諸紙夕刊ハ何レモ論說ヲ掲ケテ右社説  
 ヲ非難シ蘭印ハ和蘭國ノ一部ニシテ何國ノ指導的地位ヲ認ムルモ  
 ノエアラス吾人ハ英米ノ壓力下ニ行動シ居ラサルト同様日本ノ壓  
 カニ屈セントスルモノエアラスト逃ヘタリ(了)

日々社説  
反響

改三

特扱

分務局

四社復  
友誼

電信寫

昭和15 三三三七一 略  
本 省 本 省  
十一月十二日發  
十二月發着 通

松岡外務大臣

廣義代表

會館第一編七號

往電第一編六號ニ關シ

十一日「ジヤヂ、ボータ」夕刊ハ社説ヲ以テ「日日新聞ノ社説ニ  
依リ考フルニ日本代表部ノ三國同盟ハ齒印ト無關係ナリトノ聲明  
ハ或ハ單ニ會議ノ執行ヲ可能ナラシムル爲ノ手段ナリシヤモ知レ  
ス爾後ハ再臨日本側ノ意圖ヲ鑑ムルノ要アリ」ナル趣旨ヲ論シタ  
リ(了)

外務省

S 2.2.0.0 - 20

113

B-0163



電信寫

昭和15 三三九一五 略 スラバヤ 十一月十四日  
本 省 十四日 從着  
桑折領事

第三五五號

松岡外務大臣

石油協定ニ關シ昨十三日「I.C」紙ハ「今次協定成立ハ關係者雙方ニ満足ヲ與フベシ」ト冒頭本件協定カ歐米民間業者間ノ協定ナル點ヲ強調シ最後ニ本件成立ニ付リ日露官商今後ノ進行關係化ヲ期待スル旨論セリ(了)

S 2.2.0.0 - 20

114

會商

石川國子

電信寫

昭和15 三三九二六 略 バタヴィア 十一月十四日後發  
本 省 十四日後着論 通

松岡外務大臣

會商 第一五九號

十三日附當地各新聞ハ「日本トノ石油交渉妥結」ト題シ「フロントページニユース」トシテ大々的ニ報道シ往電第一五五號別電全文ヲ掲載シ居ルモ未タ之ヲ論評シ居ラス(了)

S 2.2.0.0 - 20

115

B-0163

電信寫

昭和15 三三九二六 略 バタヴィア 十一月十四日後發 稿  
本 省 十四日後着前 通

松岡外務大臣

齋藤代表

會商 第一五九號

十三日附當地各新聞ハ「日本トノ石油交渉妥結」ト題シ「フロン  
トページニュース」トシテ大々的ニ報道シ往電第一五五號別冊全  
文ヲ掲載シ居ルモ未タ之ヲ論評シ居ラス（了）

B-0163

不發表

昭和拾五(五)十二月拾五(五)日後着

外信不發表(同盟特情)

日蘭石油協定の内容

米國務省發表

去る十二日假調印締結を見たバタヴィア會商に於ける日蘭石油協定につき米政府筋のバタヴィア米領事からの報告として發表するところによれば日本は右協定の結果従来の對日輸出割當量四十九萬四千噸に加へて新規に百八十萬噸を増加輸入し得ることとなつた。その内容は左の如くである。

一 蘭印所在の石油會社は日本に對し年百三十萬二千噸の石油を賣却すること

二 その内分は原油五十四萬噸、飛行機用原油十二萬噸、モーター用ガソリン二十五萬噸、催滑油十萬噸、燈油廿九萬四千噸其他とする。

然し仄聞するところによれば右協定の内容は當初の日本側の申し出る。

よりも數量の點に於て幾分緩和されたものと考えられるこの假協定締結に對して米國が對日石油の禁輸政策斷行を爲すや否やの可能性が増加するか減殺されるかに關する意見は區々であるか少くとも今直ちに禁輸を斷行する氣合は全く認められぬ。

180  
50  
230

不發表

特情 倫敦第

141 號

昭和拾五年十月拾五日 後着

外信不發表 (同題特情)

下院に於ける蘭印石油問題討論

ロンドン十三日 後同題

十三日英下院に於て労働黨のノエル・ペーカー議員の對日石油供給に關する日本政府と英蘭米會社との交渉に關する質問に對しペトラ

外務次官は左の如き答辯を爲した

右に關しては去る十一日の余の答辯に附加すべき何等新しい情報はない、然し可急的速かに情報の入手を希望してゐる

續いて労働黨のマンダー議員の質問に答へて

蘭印石油の對日輸入に關する協定が調印されたと報ずる電報は見  
たか余の最新の情報に依れば右協定は未だ實際的調印には至つて  
ゐない、勿論情報入手次第余は下院に呈示するであらう。

と答へた。次に日本は右協定により油を獲得しつづつあるかとの労働  
黨シンウエル氏の質問に對しては

若し本問題が最終的に解決を見なかつたならば日本はこの特殊協  
定により石油を獲得する事はないであらう、然し日本に對する平  
常通りの石油供給の問題はあるかこの種の對日石油供給が行はれ  
てゐるか否かに關しては述べる事が出来ない  
と答へた。續いてアクランド氏 (労働黨)

政府は英國系會社か日本と斯かる協定をなす事を阻止す可く努力  
してゐるか又之等會社の行動を注視してゐるか

との質問に答へて

この問題に關して英政府と米政府との間に是擧がある事は余の答  
辯より察知されるであらう、然し之等會社の所在地並ひにその領  
土は考慮されねばならぬ事である。

電信寫

Handwritten telegraph message in vertical columns, enclosed in a rectangular border. The text is arranged in approximately 15 columns, with some characters appearing to be in a different script or dialect. A faint circular stamp is visible on the right side of the message.

B-0163

第五課長

南洋局  
第一課長

甲本  
乙本  
丙本

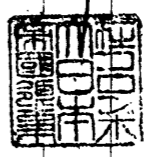
第六課長

公事

昭和十五年十一月十五日

在古倫母

領事柴田市左郎



外務大臣松岡 洋右殿

蘭印問題ニ関スル新聞記事切抜送付件

蘭印問題ニ関スル畜産英字依記事切抜出参考

送別紙送付ス

別紙添付

在コロンボ日本領事館

B-0163

**DUTCH INDIES OIL FOR JAPAN**  
*Oil*  
 Agreement Initialed

**BATAVIA, NOV. 12**

An agreement has been initialed concerning the supply of Dutch East Indies oil to Japan by representatives of Netherlands oil companies and Japanese oil importers. This agreement will be communicated to the Japanese and Netherlands delegations.—(Reuter.)

*Ceylon Daily News*  
 13- XI- 40

**TRADE TALKS WITH JAPAN**  
**DUTCH INDIES**

**TOKYO, OCT. 25**

"Delay" in the trade talks between the Japanese and Netherlands East Indies delegations was admitted by a Foreign Office spokesman at a Press Conference. The spokesman stated: "Negotiations of this sort usually take some time."

Asked if the absence of the head of the Japanese delegation, Ichizo Kobayashi, in Tokyo would result in a long delay in the negotiations, the spokesman replied in the negative and pointed out that talks were being continued by the Japanese Consul-General in Batavia and the chief staff member of the Japanese delegation.—(Reuter.)

*Ceylon Daily News*  
 26-X-40

**NETHERLANDS TRADE TALKS WITH JAPAN**  
**NO RESULTS SO FAR**

**BATAVIA, NOV. 4**

The trade talks with Japan have so far given no results but "may be continued," according to a Government statement today, which stresses, however, that the "closest watch will be given to the possibility of direct or indirect advantages accruing to an enemy of the Netherlands."

Referring to the Nazi new European order, the statement "wholly and absolutely refutes the participation of another Power in our own affairs in the Netherlands East Indies." The Netherlands Government equally rejects a "world economy which would enclose the Netherlands East Indies in the so-called 'Asiatic bloc.'"—(Reuter.)

*Ceylon Daily News*  
 5 XI 40

**JAPANESE MASSING IN FORMOSA**  
*Cherren*  
**Concern About East Indies**

**WASHINGTON, NOV. 8**

THE United States concern about the Dutch East Indies was indicated by a question to Mr. Cordell Hull, the Secretary of State, on Friday, whether there was any official information that Japanese troops being withdrawn from South China were bound for the Dutch East Indies.

Mr. Hull replied that he had no information beyond what appeared in the Press. He had no idea why large numbers of troops were gathering in Formosa and Hainan Island.

According to reports reaching here from other than Press sources, besides men, thousands of draft animals recently have also sailed from Haipong in Tungking for an unknown destination. About 100 planes have also left on the ground that sufficient damage has been done to the Burma Road to enable such a withdrawal to be made.

While reports of large military concentrations at Formosa and Hainan continue to arrive here, there is however no news of any considerable Japanese naval movements, without which such an adventure in the Dutch East Indies would obviously be impracticable.

*Ceylon Cherren*  
 9-XI-40

**SINGAPORE BASE FOR U.S. NAVY?**

When President Roosevelt's attention was drawn to reports from London stating that "high official sources" indicated that Singapore might be used as a Base by the American Navy, the President would only say that high official sources in London had made no such statement.

The general impression gained was that the report was substantially correct. It is, therefore, felt that with naval bases east and west of her available to a hostile fleet Japan would think twice before moving down towards the Dutch East Indies.

There is reason to believe that the conversations about naval defensive cooperation in the Pacific between the U.S. Britain and Australia will be resumed as soon as Lord Lothian returns possibly next week.—(Reuter.)

B-0163

電信寫

スラムヤ  
石田同  
ト南

三島〇九七  
 スラバヤ  
 十一月十六日  
 本  
 一五六號  
 三島三五六號ニ調シ  
 十五日ノ「ハンデルス」紙ハ「今次海軍陸軍ハ日本トシテハ  
 ナランモ吾人ハ三島同列ノ存在ヲフルトキガ修成直ニ望ミ  
 料」ト云ヘ度ニ一印ハ日本帝國ノ雄大ニ示スルモノナリ  
 レハ今勝ハ日本ヲ懲テヨリシメタル  
 トラム」ト云セリ（了）

423

スラムヤ

S 2.2.0.0 -20

117

B-0163



不發表

特情華府第

100 號

昭和拾五年十月拾八日

外信不發表 一 附録 特情

日蘭石油協定の内容  
一 米政府省發表

去る十二日に假調印を終つたパタウィア會商に於ける日蘭石油買付協定につき十四日米國々務省當局がパタウィア米帥領事からの報告として發表したところによれば、右協定の結果蘭印は在當り對日石油輸出量を百八十萬噸に増加することになつたといはれる。即ち従來の對日輸出割當量四十九萬四千噸に加へて、蘭印石油會社は日本に對し年百三十萬六千噸の石油を賣却することに同意したのである。

右百三十萬六千噸の内譯左の通り（單位千噸）

- 一 原油 五四〇
- 二 飛行機用ガソリン 一二〇

- 一 モーター用ガソリン 二五〇
- 二 滑油 一〇〇
- 三 燈油その他 二九四

未だ公式の批評は行はれてはゐないか、一部では當初の日本側の申出てより緩和されたものとみてゐる。

尙此の協定成立を契機として、米帥の全面的禁輸への動きが増大したか減殺されるかに關しては意見が分れてゐるか、少くとも現在のところ禁輸を斷行する氣分は認められない。

電信寫

秘印

昭和15 三四三六九 年

甲谷院 十一月十九日發 本 省 二十日前着

松岡外務大臣

長山總領事代送

第三六一號

日本國印石油交渉成立說ニ關シ當地「ステイツマン」紙ハ日本カ  
 蘭印ヨリ從來以上ニ多量ノ石油ヲ獲得スヘキ事今ヤ死ト確信ナル  
 カ右ハ不愉快ナル「ニュース」ト書フヘシ何トナレハ日本ハ海  
 陸ノ公然タル友ニシテ又其ノ侵略的意圖ノ明瞭ナル事アレハナリ  
 印度ハ肩鐵ノ對日輸出ヲ禁止シタルモ鐵鐵ヲ含ム軍需用商品ノ未  
 タ日本向ケ輸出ヲ禁止シ居ラスト爲シテ同紙持論タル對日禁輸ヲ  
 慈惠シ蘭印トノ了解ニ依ル日本ノ石油取得最百八十萬噸ハ大ナリ

ト此一流軍國ノ戰時需要ヲ充足スルニハ未タ途ニ達シト述ヘ居レ  
 リ  
 備貨、孟買へ郵送セリ

B-0163

昭和十五年十二月十九日  
別紙添附

普通第二九五號

昭和十五年十月十九日

在カルカタ

總領事代理 景山健治

外務大臣 松岡洋右 殿

調査部より  
送付

日蘭會商に關する新聞論調報告ノ件  
日本蘭印間石油問題交渉に關するワシントン紙論  
調別添へ通り譯報ス

先  
再  
再  
再

日本カ蘭印より石油ヲ從來以上ニ獲得スヘキニトシテ  
強ク確信ナシトシ本交渉ハ長キ巨ク而シテ明カニ困難  
ナリトシバタビアレリノ報道ニ依リハ日本ノ多量買  
付ニ關スル了解大體成立シタル由ニハ不快ナルコト  
去ラヘン何トナレハ日本ハ軸諸國ノ公然タル友ニシテ又其  
侵略的意圖明カナル國ヲ以テナリ

但シ蘭印ハ日本ト戰爭關係ニアラス又中國トノ連  
絡杜絶ノ結果蘭印政府ノ當面セシ經濟問題ハ異  
常ニシテ且ツ重大ナルモノアリトモ考ヘサレハカラス  
印度  
ハ屑鉄ノ對日輸出ヲ禁止シタルニテ尚鉄鉄其他ノ軍需  
用品ノ對日輸出ヲ亦タ禁止シ居ラス、蘭印トノ  
了解成立ノ結果日本ハ年額百八十万噸ノ油及油製  
品ヲ輸入シ得ヘトナリ其日本ヲ益スニト大ナリト

六通  
15.12.18  
受付

情  
15.12.19  
戻

B-0163

雖云右ノ未夕一流軍國ノ戰時需要ヲ充スニ不足ニ  
ニト多ク大ナルアリ、独乙ノ一々年ノ沖又精製性需要  
量ハ現在一千二百方乃至二千方略ノ間ニアリト云ハルニ  
見ルニ其程度ヲ知り得。

B-0163